10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020010	株式会社による農地利用条件の緩和	農業経営基盤強化促進法第4条第4項、4章の3	農業生産法人以外の法人は農業経営基盤促進法に基づく（特定法人貸付事業により、農地の権利を取得のうえ農業を行うことが可能	D	－	特定法人貸付事業は、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものが相当程度存在する区域であって、市町村が同事業を実施することが適当であると認めた区域において実施することとされており、市町村の判断により実施区域を地域事情に応じて柔軟に設定することが可能となっている。 実際に、多くの市町村では、実施区域が「市町村全域」や「旧市町村単位」といった形で広域に設定されているところである。また、特定法人貸付事業により貸し付けられる農地は、実施区域内の農地であればよく、必ずしも遊休農地等に限られているものではない。			D	－				D	－		1000101 0	現に農業生産が行われかつ耕作放棄の懸念の無い農地であっても、株式会社が農地として借り受けることができるものとする。	農業生産者（後継者を含む）の経済基盤を安定させ、資本力の乏しい生産者であっても生産合理化の手段として一般企業（株式会社）の資本を活用できるようにする。 具体的には、現在は耕作放棄地またはこれに準じる農地が相当見込まれる地区について株式会社が借用して農業に用いることができるものとなっている制限を地域事情（または地域農民の意思）に応じて撤廃し、小規模営農者（ならびにその後継者）が共同の意思として市町村を介して株式会社に農地を貸し、地域における農業を存続発展させることができるようにする。 営農者（ならびにその後継者）が当該株式会社の従業員として雇用される場合には、生産地域の気象・地質・その他の特性に応じた生産力の安定強化を図りつつ、農業生産者の生活を安定化することにも資するもので、農業従事者の生活基盤を安定化させることになる。	個人	農林水産省
1020020	一般の株式会社でも、5ha以上の大規模な造成を伴う場合は、農地を取得（購入）し、農業および農業研究等ができるように規制を緩和する。	農地法第3条第2項第2号の2	所有権を含めた農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	C	－	農地は、農業の用にきちんと継続的に供する者に権利取得を認める必要があることから、法人については、農業に携わる者が中核になっているなど、農業の継続が図られ得る組織形態である農業生産法人について農地の権利取得を認めている。 一方、仮に、一般の株式会社等に対し、リース方式にとどまらず農地所有まで認めるとするならば、少なくとも、きちんと農業を行う旨の協定を締結し、協定違反の場合には当該農地を買戻すという条件が必須になると考えられる。しかしながら、そもそも我が国の土地利用規制は、「計画なくして開発なし」という考えの下で土地に対する私権制限が行われているヨーロッパとは異なり、開発自由が原則とされ、土地に対する私権保護が強く図られているという特徴があることから、このような土地利用規制の中で、協定違反を理由に当該農地の所有権を剥奪するという仕組みが法制度上認められ得るものであるか疑問である。 また、仮に、このような制度が認められたとしても、ひとたび一般の株式会社等が農地の所有権を取得した後に、投機的な農地所有や、農業からの撤退による農地の荒廃等といった懸念を確実に払拭することは困難であると考える。 したがって、一般の株式会社が農地の所有権を取得することを認めることは困難である。 なお、特定法人貸付事業を活用することにより、一定の条件の下で、一般の株式会社であっても、リース方式により農業参入することが可能であることから、こちらの制度を活用されたい。			C	－				C	－		1000310 0	農地法では、一般の株式会社が農地を取得することが規制されているが、農地を取得することを可能とし、農地だけではなく、原野・山林等も合わせて、広範囲（5ha以上）にわたり造成をし、農業、農業研究およびその関連事業ができるようにする。	株式会社が、農地を含む山林等を購入・造成し、そこで大規模に農業を営む。また、他の営農者にとっても経済上メリットのある省力・無農薬有機農業の研究をし、その成果を普及させる。農業にＩＴＡ（ｱｲﾃｨｰ・ｵｰﾄﾒｰｼｮﾝ）の技術を取り入れ、機械化を図る。 省力・無農薬有機農業普及のため、現場および研究施設の見学コース、研修のための施設を作る。 定年退職した人に働く場所を提供し、また近隣の農家の意見を取り入れ、無農薬・自然に関係する農園内プロジェクトを起業し、農家の人も雇用し、もって地域の活性化をも図る。	株式会社アイエイアイ	農林水産省
1020030	農業振興地域整備計画見直し時における、農用地区域設定基準の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条	土地改良事業等の施行にかかる土地等は、農用地区域に指定しなければならないこととされているが、一定の要件を満たす土地については、農用地区域に含めないこととされている。	D	－	市町村が条例に基づき定める地域の農業の振興に関する計画において、農業上の利用を確保していく土地の区域（以下「農用地保全区域」という。）と当該区域内の農地を保全し効率的に利用することを目的とした地域において通常発生している農地転用に計画的かつ適切に対応するための区域（以下「非農用地予定区域」という。）及び非農用地予定区域内に設置する施設を定めた場合は、農用地保全区域については、農地として継続的かつ安定的に保全（農用地区域に指定されていない農地については農用地区域へ編入）することができ、非農用地予定区域内において当該計画に定められた施設を設置する場合には土地改良事業等の施行にかかる土地等であっても農用地区域からの除外ができることなる（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2）ことから、提案の趣旨を実現できる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	・全国で「26号の2」の計画を策定した市町村はない。（16年8月現在） ・非農用地予定区域を設定するのに、「一定の要件」が必要。ガイドライン第5、2（4）⑤イによれば、「主として法第10条第3項各号に該当する土地以外の土地において定められるものであること」から、本市の提案が実現できない。 ・ガイドライン第5、2（4）⑤キCによれば、「都市化の進展を促進させるような土地利用需要」を対象とすることはなじまないとあるが、本市の場合、都市化の進展による個人住宅等に対応しようとするものであり、合致しない。	D	－	今回の提案は、貴市において、現在でも通常的に発生している宅地等非農業的土地需要に対し、農用地区域内においてそれらの非農業的土地利用に供する土地を供給せざるを得ない状況にある（農用地区域内の農地等以外に代替すべき土地がない）中で、あらかじめそれら非農業的土地需要に対応する区域を農用地区域内に設定し、非農業的土地需要が発生した場合には、当該区域に誘導することによって周辺の優良農地の確保・保全を図ろうとするものと考えられる。このことは、農業集落地域において設置することが通常適当であると認められる施設であって、おおむね10年程度の間で地域において通常発生すると見込まれる非農業的な土地需要に対応するものとして策定する計画により周辺の優良農地の確保・保全を図ろうとする「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2」の目的に合致するものと考えられることから、提案の趣旨を実現できる。 なお、26号の2の計画が策定された実績は、あるものと承知している。	農業の健全な発展を図ること等を目的とした農業振興地域制度については、本市においても認識しているところである。しかし、社会経済情勢の変化により、本市特有の集落形態である「散村」「列村」の農業集落を核として発展してきた一部地域においては、混住化がすみ、また離農する者も増えた。このため、昭和30年代に土地改良法に基づいて基盤整備した地域であっても、26号の2計画を策定することが困難な状態にまで混住化が進んだ地域もある。このような農振法施行以前に整備された集団性のない農地にあっては、見直し時においては農用地区域としないことができるよう再検討されたい。なお、附属資料として別途図面を提出する。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	D	－	26号の2の計画は、今後とも非農業的土地需要が見込まれる一定の地域を計画区域に設定し、その区域内に、現在でも通常的に発生している宅地等非農業的土地需要を誘導する区域を定めることにより、その他の区域における農地を保全しようとするものであり、混住化の程度にかかわらず策定が可能である。 また、昭和30年代に土地改良事業の行われた農地については、具体的な農業外利用の計画があり、市町村が必要と認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、農用地区域から除外することは可能であるが、具体的な農業外利用の計画がないにもかかわらず、土地改良事業の対象となった優良農地を農用地区域から除外することを可能とすることは適当ではないと考える。 なお、貴市から提出された図面によると、農用地区域から除外しようとする土地の区域に隣接する用途地域に農地が相当量存在しており、宅地等非農業的土地需要に対しては、これらの農地で対応することにより、農用地区域に指定された優良農地の確保・保全が可能になるものと考えられる。	1023010	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号および、農業振興地域制度に関するガイドラインの規定である、「土地改良事業等の施行にかかる土地は農用地区域とする」基準について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な区域については農用地区域から除外することができるよう、基準を緩和すること。具体的には、農業振興地域の整備に関する法律が施行（昭和44年9月）される以前に完了した土地改良事業に対する特例措置。	出雲平野は全国でもまれな「散村集落」であり、平野の中に住宅、集落が点在している。これまで、その点在する宅地に隣接した開発により、混在化が進んできたことでまとまった農地を確保しにくい状況である。同時に経済情勢の変化による大規模な開発もおこなわれ、その結果、集団としてまとまった優良農地が非常に少なくなった。 散村という独特な地形に対応した土地利用計画とするため、農用地区域としない「その他区域」を都市計画用途地域周辺に設定することで非農業的利用の需要増大に対処するとともに、その外側の農地については、その集団性を阻害しない区域として明確化することで、市民の理解を得て、秩序ある土地利用を図る。	出雲市	農林水産省
1020040	登山道における保安林作業許可の手続の簡素化	森林法第34条第2項	保安林内において、土地の形質の変更する行為等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	D	I	保安林は、水源のかん養、災害の防備等森林の有する公益的機能の発揮上特に重要な森林が指定されているものであり、保安林内における土地の形質の変更の行為等については、立木の生育を阻害し、又は土砂の流出や崩壊により保全対象に悪影響を及ぼすおそれがあることから、森林法の規定により都道府県知事の許可制とされている。保安林内における土地の形質の変更の行為の許可は、許可申請に応じ、行為をする場所、期間及び作業内容等について定されるものであり、あらかじめ複数年にわたる期間で登山道の全区間を対象として許可を受けた場合には、当該期間、作業内容等が許可の範囲内であれば、当該行為について改めて許可申請をする必要はないことから、本件については現行制度により対応可能である。なお、許可制を届出制にすることについては、保安林の機能に支障を及ぼす行為を未然に防止することが不可能となり、当該行為により土砂の流出・崩壊その他の災害が発生するおそれが生じることとなるため、困難である。	法第34条第2項第5号及び施行規則第22条の10によれば、倒木又は枯死木の損傷については軽易な行為としてそもそも許可不要であり、提案内容のうち、倒木の除去については許可そのものが不要であると考えて良いか。また、崩れた登山道の修復等、現状復帰を行う行為は、「土地の形質の変更の行為」には当たらず、許可を要する行為ではないのではないか。このような観点から、提案者の求める登山道の維持補修に掛かる限定的な作業についてのみ、このような軽易な作業の範囲に加えることはできないか。さらに、複数年にわたる期間で許可を得た場合でも、期間終了時に再度許可申請を行う場合に再び手続きに長期間を要することがないよう、手続きを簡素化することはできないか。右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	積雪地では、雪解けとともに予想もしないところで登山道が痛む、豪雪地での雪解けは7月上旬となり、手続きをしても許可が出るまでに登山シーズンを迎えてしまうことから整備が間に合わない。登山道については、保安林の維持管理にも欠かせないものである。また、既存登山道の整備は、立ち木の生育を阻害する恐れは考えられない。土砂の流失や崩壊を未然に防止するために行う整備を実施するものであり、災害の発生を未然に防ぐものである。許可を待っている間に災害が起こることも懸念され、届出制にすることは合理的である。	B-1	IV	提案内容のうち、倒木の除去については、森林法第34条第1項第9号の「その他農林水産省令で定める場合」として森林法施行規則第22条の8第1項第3号に規定されている「倒木又は枯死木を伐採する場合」に該当することから、許可不要行為である。 一方、崩れた登山道の補修等については、土地の形質の変更の行為に該当し、当該行為を行うことにより新たな土砂の流出や崩壊が生じる場合があり、これにより保全対象に悪影響を及ぼすおそれがあることから、都道府県知事の許可を受ける必要がある。 土地の形質の変更の行為の許可制については、あらかじめ複数年にわたる許可を受けることが可能であることと、また、当該期間が満了する前に再度許可申請をすることにより、当該期間の満了に合わせて新たな複数年の許可を受けることができることとして運用しているところである。これにより、現行制度の運用の下においても、当該手続により許可が切れるといった事態が発生せず、切れ目無く許可を受けることが充分に可能であると考えている。 提案の許可制を届出制にすることについては、事前の審査を行えず、上記のような保全対象への悪影響を未然に防止することが不可能となることから、対応は困難である。 なお、反復的な許可申請に係る手続の迅速化を図る観点から、再度の許可申請時において、過去に提出した書類に変更がない場合は当該書類の提出を求めないよう手続きの改善を行い、都道府県に対して周知していく考えである。			B-1	IV	現在の制度では、保安林内にある登山道の維持補修に係る保安林作業については、都道府県知事の許可を受けなければならないが、保安林内にある登山道の維持補修に係る保安林作業許可を届出だけでできるように規制を緩和していただきたい。	1035010	当市における登山道は、ほとんどが国有林野内にあり、保安林内に位置している。豪雪地帯での雪解けは遅く、登山道については、毎年、雪により崩れたり、立ち木が倒れたりしている。雪解け後、すぐに補修しないと登山者の安全に支障をきたすことが懸念されるが、雪が解けて現状を把握できるまでの日数もかかる上、その後の保安林作業許可の手続きにも日数がかかり、すぐに作業できない現状にある。市が管理している保安林内の登山道については、届出だけですむように規制緩和することで、維持補修が迅速にでき、登山者の安全を図ることができる。	妙高市	農林水産省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020050	新規就農時における農地取得の下限面積の緩和措置	農地法第３条第2項第５号 農地法施行規則第３条の４	農地等の権利移動の許可については、取得後の農地等の面積が、原則として５０アール（知事が別に定めている場合はその面積）以上となることが要件となっている。 また、この知事が設定する別段の面積ついては、耕作放棄地等が多い地域にあっては、設定基準にかかわらず、地域の判断で１０アールまで柔軟に引き下げることも可能となっている。	C	－	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。新規就農者に限って１０アール未満の農地の取得を認めることは、零細で非効率的な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるので、認めることはできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	指摘のとおり、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくないのは承知している。しかしながら、荒廃や担い手の高齢化かつ後継者不足が深刻な問題となっている中山間地域は対応はどうするべきなのか。特に中山間地域は２a、３aといった水田等が多く、しかも未整備田がほとんどである。果たして、このような地域で生産性が高く、自立できるような農業が展開できるのか。現在、進められている品目横断的経営安定対策などは、認定農業者であれば４ｈａ以上、集落営農組織であれば２０ｈａ以上の経営面積が必要となるが、これらに対する集積は、平坦地域の整備田であれば考えられるが、認定農業者や集落営農組織が権利移動を受けてもらえない中山間地域の未整備田（天水田）などの農地はどうすればよいのか。	C	－	山間部等の地域の農業の生産性が低く農業で自立し得ないような小規模農地について、農地の保全や交流・定住促進を目的に、10アール未満の小規模農地で老後の生きがいや一つのライフスタイルとしてといったような趣味的な農業を行うのであれば「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」及び「市民農園整備促進法」による特定農地貸付け制度を活用していただくことによって提案内容は実現可能と考える。			C	－		1035020	新たに耕作目的で農地の権利（所有権や賃借権など）を取得し農業を始める場合は、下限面積を10アールとして農地法を改正が行われた。しかしながら、農業を初めて行う者にとって、10アールという下限面積では、畑作では経営や有効利用は困難であり、面積的には縮小されたが新規就農者にとっては問題解決につながっていない。 そこで、いつでも、だれでも簡単に農業を行うことができるよう、また、担い手不足の解消や農地の保全を行うために下限面積を廃止する。	交流・定住を目的として、団塊の世代や若者を対象とした事業を展開している中で、参加者は「田舎で暮らし、農業を始めたい」といった意見が多数である。 しかしながら、下限面積の規程により、移住しても簡単に農業を始められない状況であり、事業成果が上がらない状態である。 現在は10アールまで緩和されたが、都市住民が移住し、初めて農業を行うに当たっては10アールでも厳しい面積条件であるため、誰でも農業を行うことができ、また後継者不足の解消、農地の保全など、将来的には地域の担い手にもなれるよう下限面積の廃止を提案する。	妙高市	農林水産省
1020060	第５種共同漁業権の交付が可能となる緩和	漁業法 第14条第8項	共同漁業権は、漁場を水産動植物の採捕や養殖を行う漁業者が共同して利用する性格から、関係地区の漁業者で構成する漁業協同組合に限り免許している。	C		貴市からの説明によれば、当該水面で「漁業者」が存在しないとのことであるところ、特区であったとしても、漁業法上の共同漁業権が、同一漁場を複数の漁業者が共同して利用するための漁業権であることから、漁業者がいないとの前提での第５種共同漁業権の付与は、対応が困難です。 漁業権の設定がされていない公共水面については、一義的に北海道内水面漁業調整規則により管理されることとなり、漁業調整、水産資源の保護培養について必要な対応が可能と思われますが、申請のうち、調整規則による対応ではできないものが何か、具体的にご教示願います。 なお、今後の本提案に係る検討の参考としたいので、下記の内容について、ご教示願います。 ・ 漁業関係法令上、漁業者とは、専業者に限らず、営利を目的（市場等で、販売するなど一定の利益を得る）として反復継続して水産動植物を採捕をしている者としていますが、千歳市に限らず、近隣に居住する人を含め、こうした定義をした場合についても、本当に1人もいないのですか。 ・ いるとしたら、年間、どの程度従事していますか（準備期間を含む）。 ・ 一定程度存在しているとしたら、組合の設立も可能かと思われますが、なぜ、設立できないのですか。	1 市は、ふ化放流事業など漁業資源の増殖事業を行いつつ、遊漁規則の策定による規制や遊魚料等の収入を得て安定的な資源管理を図り、また、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指そうとしているものである。回答によれば、北海道内水面漁業調整規則により、漁業調整、水産資源の保護培養について必要な対応が可能とのことであるが上記の内容は、道知事が同内水面漁業調整規則を改正することにより実現できると考えて良いか、また、同規則等に基づき、資源管理のための遊漁規則や遊漁料等に相当する費用を徴収している例があればご教示されたい。さらに、漁業権が設定されていない中で、千歳市は、漁業調整規則により道知事の許可を得ることにより自ら採捕を行い得ると考えてよいか。 2 市は、資源が乏しい内水面の特性から、漁業組合の設立が経済的に成り立たないと考えられる中で、漁業資源を維持し、かつレクリエーションとしての振興を図りながら地域活性化を図るために漁業権の取得を求めているものである。漁業法の範囲に含み得ないとするのであれば、上記の提案趣旨を踏まえ、水産業の振興に資するとの観点から、漁業法に提案者の主張する何らかの権利を位置づける等、提案の趣旨を実現することについて検討できないか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	千歳市はヒメマスのふ化放流事業を行うかたわら、北海道が実施する監視業務に協力をしてきました。今後、本市が遊漁や自然保護との調和を図りながら、増殖事業等を継続するために必要となる規制緩和でありますので、ご配意願います。北海道内水面漁業調整規則では、遊漁者に遊漁料の負担をお願いする根拠を求めることは出来ません。漁業関係法令上での定義に従えば、支笏湖地区内に漁業者が存在するのかも知れませんが、支笏湖地区の方々より千歳市が漁業権を取得してヒメマスの資源管理を推進するよう要望を受けております。支笏湖はヒメマスの資源量が少なく、経済水域として成り立たないことから、組合の設立は困難であると考えています。	C		1 第五種共同漁業権は、内水面において一定の漁場を共同に利用して漁業を営むことを前提としたものです。支笏湖においては漁業者又は漁業を営もうする者が存在せず、今後も見込めないとのことであるため、漁業を営む者の利益を第三者から保護するという漁業権の趣旨からして、今回の特区申請の提案について第五種共同漁業権での対応はできません。 2 ただし、支笏湖の自然環境と魚類資源を活用した地域振興の要望については、新規の立法によらずとも以下の手法を組み合わせた振興策により、達成が可能と考えます。 ① 魚類の資源管理や保護に関しては、漁具・漁法の制限、禁止区域や禁止期間の設定については北海道内水面漁業調整規則により対応が可能であり、また竿数制限や尾数制限については資源状況や利用実態により内水面漁場管理委員会指示による対応が可能です。 ② 行政庁における金銭の徴収について、漁業調整規則に基づいて行うことはできませんが、海面で行われている種苗放流についての協力金や、法定外目的税の例により、遊漁料とは別の形で利用者から金銭を徴収することは可能です。 3 水産庁としては、北海道とも十分協議し、現行制度を活用して、提案内容の実現が可能となるよう、前向きに対応したいと考えております。	「現行制度を活用して、前向きに対応したい」とのことであるが、適用する制度が複数に亘り分かり難く、手続きも煩雑となる。水産業の振興に資するとの観点から、提案趣旨を実現する総合的なパッケージを検討できないか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	千歳市のヒメマスふ化放流実績等から、自ら採捕を行って地元に販売すると共に漁業権に基づいて遊漁料の徴収を行う権利を有していると考えています。北海道内水面漁業調整規則に基づく採捕は、6月から8月までの解禁期間に限られ、通年の確保が困難であります。また、発眼卵の販売については、漁業調整規則で営利を目的とする親漁の採補が許可されないことから、本市の特区構想は実現できません。ヒメマスのふ化放流、採捕したヒメマスと発眼卵の販売に係る一連の事業は漁業に該当するものと考えていますが、なぜ、水産庁においては漁業と位置づけることができないのか、ご教授願います。	C		1 ふ化放流を行うことは漁業権の根拠とはなりません。公共用水面に放流されたものは、無主物となります。したがって、ヒメマスを放流したからといって、支笏湖にいるヒメマスに対して、何らかの権利を主張することはできません。 また、漁業を営むとは、営利を目的として継続反復して採捕を行うことであり、現在千歳市が行っている、試験研究等の許可による採捕は、放流用種苗の確保のために親魚を採捕しているものであり、その一部を販売しているとはいえ、漁業を事業として行っていると位置づけることはできないと考えます。 2 しかしながら、例えば、発眼卵の販売が目的であれば、解禁期間内において、北海道内水面漁業調整規則第４条の許可を取得し、網等により漁獲を行うか、現在規制のかかっていない釣り等により、親魚を採捕し、採卵を行うことにより、目的は達成できます。 3 なお、支笏湖のヒメマスを中心とした地域振興を図るには、資源量に見合った禁止期間の設定、漁具・漁法の制限等の北海道内水面漁業調整規則の見直しや、委員会指示の発動による永続的な資源管理の再検討や漁業協同組合設立の可能性の検討を行うとともに、水産庁の「強い水産業づくり交付金」の活用等により、増養殖施設の整備や釣り場等の整備を進める等総合的な振興策を策定し、積極的な推進を図ることにより、提案の実現が可能と考えます。いずれにしましても関係者の連携が重要ですので、早い時期に協議を行いたいと考えております。	1049010	第５種共同漁業権の適格性を有する者は漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に限定されているが、漁業を営む組合員を有しない市町村に対しても的確性を認めるよう緩和する。 また、採捕については、組合員を有しないことから、市自ら行うことができることとする。	自然公園法の制約を受ける中で、旅館や土産店等が営業している支笏湖地区は、年間約百万人が訪れる観光地となっている。ヒメマス釣りは支笏湖の風物詩となっており、6月から8月まで愛好家に解禁され、貴重な観光資源となっている。 漁業権に基づく遊漁料をヒメマスの増殖事業やヒメマスの生態系の保全に向けた調査、研究及び監視業務に充てることにより、ヒメマスの資源保護と国立公園としての適正利用を図る。 ヒメマスの枯渇を回避するために遊漁と漁獲の均衡に配慮しつつ、資源の状況を勘案して、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指す。	千歳市	農林水産省
1020070	第２種区画漁業権の交付が可能となる緩和	漁業法 第６条第４項第２号	第２種区画漁業権は、人工又は天然の囲障の中で養殖業を営む者に対し免許される。	C		第２種区画漁業権は、一定の区画内において養殖業を営む者に対し与えられる免許であり、その区画の範囲は事業規模、養殖手法等を勘案し、都道府県知事が判断するものであることから、特区としての対応は出来ない。	都道府県知事が漁業権交付可能と判断する場合は、提案内容は実現可能と考えて良いか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	北海道との協議の中では、広大な支笏湖全面においては資源管理が困難であるとの考え方に基づき、第２種区画漁業権を交付することは出来ないと示されたことから、規制の緩和を求めているものです。千歳市は平成１０年から水産庁より支笏湖ヒメマスふ化場の移管を受けて増殖事業を行っており、稚魚の放流にあたってはヒレの切除等を行い、資源管理に努めています。現在までの実績を認めていただき、今後のヒメマスの資源管理の一元化と増殖事業の継続のため、是非ともご配意をお願いします。	C		1 千歳市の養殖計画の内容は、養殖業を営む内容となっておらず、養殖業を前提とした第二種区画漁業権の要件を満たしていないため、要件緩和や区画要件の法定化では対応できません。 養殖業とは、計画的に種苗を確保し、積極的に投餌等によってその個体の量等を顕著に増進させ、かつ、計画的に収穫し得るような高度な管理下に置かれるものをいい、粗放的な管理であって、増殖程度のものは、養殖とはいえません。 2 一般に、第二種区画漁業権は、知事が事業内容を判断し、内容が適正で調整上も問題がないのであれば、許可されることとなります。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	本市は、積極的に種苗を確保し、プランクトン調査に基づくヒメマス放流数の決定や個体の標識付け、釣獲調査による資源量の把握及び魚類生態調査等を実施し、支笏湖全面においてヒメマスの適切な管理を行っています。支笏湖内のヒメマスの殆どがヒレをカットした人工種苗魚であること、漁業法詳解によると区画漁業権の一定の区域とは、「有形的に区画された区域と狭く解すべきではない。」と解説されていること等から、湖全体を対象とする第二種区画漁業権の取得は可能なものと考えています。千歳市の事業内容に対して、知事が免許の交付が可能であると判断した場合は、許可されるものと考えて差し支えないですか。	C		1 第二種区画漁業権の設定は、養殖業を営むことが前提となっており、千歳市の行っていることは、放流した後、積極的な給餌や管理をせず、支笏湖のプランクトンなど自然に任せており、養殖業としての要件を備えているとは考え難いと思います。	1049020	第２種区画漁業権の免許要件については、漁業法の中で面積や規模等の基準を規定していないことから、支笏湖全面は交付が可能な水域であるかを明確にするとともに、漁業権の設定が可能な水域に該当しない場合は、第２種区画漁業権を支笏湖全面に交付できるよう緩和する。	自然公園法の制約を受ける中で、旅館や土産店等が営業している支笏湖地区は、年間約百万人が訪れる観光地となっている。ヒメマス釣りは支笏湖の風物詩となっており、6月から8月まで愛好家に解禁され、貴重な観光資源となっている。 漁業権に基づき市条例による遊魚料収入をヒメマスの養殖事業に充てるほか、生態系の保全に向けた調査、研究及び監視業務を通じて、ヒメマスの資源保護と国立公園としての適正利用を図る。 ヒメマスの枯渇を回避するために遊漁と漁獲の均衡に配慮しつつ、資源の状況を勘案して、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指す。	千歳市	農林水産省
1020080	農業産業を中心とした基盤整備活性化	農業振興地域の整備に関する法律第１０条、第１３条	農用地区域は農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等以外の用途に供するためには、市町村農振整備計画の変更（農用地区域からの除外）をする必要がある。	D	ー	農工具小屋は農業用施設に含まれることから、農用地区域内の土地の用途を農業用施設用地に変更したうえで提案の趣旨を実現できる。 また、農業者用の住宅を農用地区域内に建設することはできないが、農業従事者や就農希望者向けの一団の住宅施設のうち一定のものについては、市町村が必要と認め、農用地区域以外に代替する土地がないこと、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがないこと等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更することが可能（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第４条の４第２８号）である。 さらに、その他の住宅についても上記の要件に加え、土地改良事業完了公告後8年超を経過していることの要件も満たす場合には、市町村農振整備計画の変更（農用地区域からの除外）が可能であり、提案の趣旨を実現できる。			D	ー				D	ー		1056010	①農振農用地区域内に農業者用の住宅を建設できるよう農地転用の緩和をして欲しい。 ②農業、観光、漁業を一体的に振興する長期滞在施設を建設する場合における港湾法の高さ制限を緩和して欲しい。 ③鳥獣保護区域内に鳥獣観察小屋を設置できるよう緩和して欲しい。	①当地域は土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になり、島を離れた若者が帰ってきても家を建てるスペースが少なく農地までの距離などから農業の意欲が出ません。このため、農用地区域内に農業者用の住居を建設できるよう規制を緩和して欲しい。 ②長期滞在型の施設計画などが地元企業からありますが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難です。農業と観光と漁業を１つにした長期滞在型施設の誘致などができるように法整備をしたい。 ③自然を守りながら、人の立ち入る所として観察可能な場所を設け双眼鏡などで鳥獣の観察ができるようにしたい。	ＮＰＯ法人有情会	農林水産省 国土交通省 環境省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020090	株式会社等の農地取得	農地法第3条第2項第2号の2	所有権を含めた農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	C	－	農地は、農業の用にきちんと継続的に供する者に権利取得を認める必要があることから、法人については、農業に携わる者が中核になっているなど、農業の継続が図られ得る組織形態である農業生産法人について農地の権利取得を認めている。 一方、仮に、一般の株式会社等に対し、リース方式にとどまらず農地所有まで認めるとするならば、少なくとも、きちんと農業を行う旨の協定を締結し、協定違反の場合には当該農地を買戻すという条件が必須になると考えられる。しかしながら、そもそも我が国の土地利用規制は、「計画なくして開発なし」という考えの下で土地に対する私権制限が行われているヨーロッパとは異なり、開発自由が原則とされ、土地に対する私権保護が強く図られているという特徴があることから、このような土地利用規制の中で、協定違反を理由に当該農地の所有権を剥奪するという仕組みが法制度上認められ得るものであるか疑問である。また、仮に、このような制度が認められたとしても、ひとたび一般の株式会社等が農地の所有権を取得した後に、投機的な農地所有や、農業からの撤退による農地の荒廃等といった懸念を確実に払拭することは困難であると考える。したがって、一般の株式会社が農地の所有権を取得することを認めることは困難である。 なお、耕作放棄や他用途への転用などを防ぐための農業専用特区制度を設け、同区域内では民間企業も含めて農地取得を可能にすべきとの御主張については、農地の権利取得の時点できちんと耕作できる者であることのチェックを行っている現行制度の下でも、高齢化の進展等により農地面積が減少している現状にある中で、安易に農地の権利取得に当たってのチェックを緩和・撤廃すれば、非効率な農地利用や真面目に耕作する気持ちの無い者による農地取得が横行し、耕作放棄等による農地の減少傾向を助長しかねないことから、農地の転用規制と権利取得時のチェックは代替不可能なものである。 以上のことから一般の株式会社等に農地の取得を自由に認めることはできない。			C	－				C	－		1065010	構造改革特別区域法で2003年4月より民間企業等のリース方式による農業への参入が認められるようになり、2005年9月には全国一律に規制緩和が実現した。しかし現行の制度では民間企業等は、農地の取得は認められていない。民間ノウハウ導入による農業従事者の雇用の確保、高コスト体質の是正、品質の向上など、わが国農業生産の維持と競争力強化のため民間企業等の農業参入を一層促進すべきだ。このため耕作放棄や他用途への転用などを防ぐための農業専用特区制度を設け、同区域内では民間企業も含めて農地取得を可能にすべきだ。	北海道新聞2006年6月13日の報道によるとワタミは株式会社農業から撤退する。理由はリース方式に限られ農地が取得できないため、効率的な運営ができないから、ということだ。経団連の2006年度規制改革要望でも、農業生産法人以外の株式会社等による農地の取得が提案されているが、他にも農地を所有し農業参入を希望する企業が存在する。要望理由として、株式会社形態の農業生産法人には、株式譲渡制限、出資比率、役員公正等の厳しい要件が貸されていること、2005年より全国的に可能となった株式会社等によるリース方式の農業経営は、参入可能地域が条件の悪い農地、耕作放棄地に限られ参入阻害要因となっている旨指摘されている。	個人	農林水産省
1020090	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	農地法第3条第2項第2号の2	所有権を含めた農地の権利取得が認められている法人は、原則として農業生産法人に限られている。	C	－	農地は、農業の用にきちんと継続的に供する者に権利取得を認める必要があることから、法人については、農業に携わる者が中核になっているなど、農業の継続が図られ得る組織形態である農業生産法人について農地の権利取得を認めている。 一方、仮に、一般の株式会社等に対し、リース方式にとどまらず農地所有まで認めるとするならば、少なくとも、きちんと農業を行う旨の協定を締結し、協定違反の場合には当該農地を買戻すという条件が必須になると考えられる。しかしながら、そもそも我が国の土地利用規制は、「計画なくして開発なし」という考えの下で土地に対する私権制限が行われているヨーロッパとは異なり、開発自由が原則とされ、土地に対する私権保護が強く図られているという特徴があることから、このような土地利用規制の中で、協定違反を理由に当該農地の所有権を剥奪するという仕組みが法制度上認められ得るものであるか疑問である。 また、仮に、このような制度が認められたとしても、ひとたび一般の株式会社等が農地の所有権を取得した後に、投機的な農地所有や、農業からの撤退による農地の荒廃等といった懸念を確実に払拭することは困難であると考える。したがって、一般の株式会社が農地の所有権を取得することを認めることは困難である。 また、特定法人貸付事業は、遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものが相当程度存在する区域であって、市町村が同事業を実施することが適当であると認めた区域において実施することとされており、市町村の判断により実施区域を地域事情に応じて柔軟に設定することが可能となっている。実際に、多くの市町村では、実施区域が「市町村全域」や「旧市町村単位」といった形で広域に設定されているところである。また、特定法人貸付事業により貸し付けられる農地は、実施区域内の農地であればよく、必ずしも遊休農地等に限られているものではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	現在、国内の耕作放棄地面積は5年前の2倍と急増しており、新たな担い手を増やすことで、農業の活性化や農地の荒廃を防ぐことが可能となる。 そこで農業に継続的に従事する意欲と能力のある株式会社について、農地保有を認めるべきである。株式会社は生産ノウハウ・経営ノウハウ等に長けており、効率的かつ安定的な農業経営を行うことが期待される。 なお、指摘されている懸念等については取得の際の条件付与や事後チェックを通じて十分対応可能なものである。	C	－	農業に継続的に従事する意欲と能力のある株式会社に農地の保有を認めるべきとの意見であるが、株式会社は経営と所有が分離していることから、当初、経営者と株主の総意で始めた事業であっても、その事業がうまくいかなかった場合、経営者としては事業を継続したいという意志があっても、株主の利益を優先して経営者として事業の中止を決断せざるを得なくなる場合もあり得る。 また、株式会社は、株主への配当を行うためにいかに効率よく利益をあげるかが最優先される形態であり、農業と無関係な分野へ利益を求める株主の意向によって安易に農業から撤退する等の経営方針の転換がなされ、農地が適正に利用されなくなるのではないかといった懸念が強い。とりわけ、他産業に比べ資本回転率の低さから投下資本の回収が長期になる場合の多い農業においては、短期間で十分な利益があがらなかった場合や、農業生産以外の目的で農地を利用する方が利益をあげるためには有利であると判断した場合には、株主の意向により経営方針の変更や営農中止を余儀なくされる可能性が高いと考えられる。 また、農地取得の際の条件付与や事後チェックを通じて懸念の払拭は可能であるとの意見であるが、農地は私有財産であることから、農地としていかに利用するかについては、基本的に権利者の自由が認められるべきものであって、私有財産の利用を強制することに対しては財産権の保障の観点から憲法上一定の制約がある。加えて、事後チェックのため農業委員会や行政機関による農地取得後の利用状況の定期的な監視・指導を強化することについては、これまで制度等に基づき農業委員会や市町村において、耕作放棄地の解消のための指導等に努めてきているところであり、そのためのマンパワー、活動費の負担は大きいところであるが、更なる強化については、これらの組織については、経済財政諮問会議や地方分権推進会議等において、農業委員会のスリム化や行政のスリム化が強く求められており、これらの方向性と逆行することとなり、困難と考える。	C	－		2003010	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。		（社）日本経済団体連合会	農林水産省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020100	農地転用に係る国の関与の排除	・農地法第4条、5条 ・農地法附則	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。 都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。現在、4ha超の農地転用については農林水産大臣の許可とするとともに、2ha超4ha以下の農地転用については農林水産大臣に協議をすることとしているが、これは、転用面積が大きいほど優良農地が含まれる可能性が高く、周辺農地の営農条件等農業生産に与える影響が大きいこと、また、大規模な転用になるほど利害関係者が多くなること等から、国が客観的に全国的な視野に立って総合的に判断する必要があるためである。 総合規制改革会議第3次答申においても、転用規制の運用が地方行政に委ねられていることが地権者の利益を反映することにつながっており、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとなっているとの指摘を受けているところである。 また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け検討を行ってきた食料・農業・農村政策審議会において、農地転用許可権限の在り方を含む農地制度の在り方が議論されてきたところであるが、農地総量の確保など国レベルの関与についての検証を踏まえ慎重な検討を行うべきとの意見があったところである。 このような議論を踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	転用面積が大き〈審査に広域的視点が必要であるとしても、市町村合併による基礎自治体の広域化や能力の向上を考えると、基礎自治体が国に代わり権限を担うことは可能で、さらに、利害関係の調整が複雑になれば、地域の実状に精通する基礎自治体の果たす役割が重要となる。 また、農振農用地区域内の農用地の転用は原則不許可（大規模な農地転用は殆どが該当。）とするなど、農地転用基準は法定化され、許可権者により運用が左右される余地は少なく、総合規制改革会議の指摘は、一部不適切事案をもって、地方行政全体を傾向づけるもので、適切な指摘とは考えない。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでな〈開発行為と距離をおいて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	広域合併を進めた基礎自治体は、広域的視点から優良農地の確保を自らの責務として開発行為等と距離をおいて判断する能力は保持しており、「国から地方へ」の国の施策の方向性に鑑みて、国に代わって転用規制の権限を担うべきである。 転用規制が厳格に運用されないことは、単に地方行政の責に帰するのでなく、国や県の行き過ぎた関与が基礎自治体の主体性を阻害することも一因で、基礎自治体が自らの責務として地域の実情に側した転用規制の運用を図ることが、優良農地の確かな確保に繋がる。	C	－	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでな〈開発行為と距離をおいて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	1067010	農地転用は原則知事許可としながら、4ha超の農地転用は農林水産大臣許可とし、2ha～4haの農地転用は農林水産大臣に事前協議しなければならない。4ha超の農地転用許可を県に移譲し、2ha超～4haの農地転用の国への事前協議制を廃止すること。	現場に近〈地域の実情に精通する基礎的自治体は、市町村合併により規模・能力が拡大しており、許可権者としてこの役割を担うのにふさわしいと考え、県の許可権限は基礎自治体に移譲していく。 農地転用に係る権限を住民に身近な基礎自治体に一元化することにより、迅速な対応などが可能となり、住民サービスの向上につながる。	広島県	農林水産省
1020110	農業委員会の必置規制や農地転用許可などの農業会議への諮問の廃止	農業委員会等に関する法律第3条、農業委員会等に関する法律施行令第2条 農地法第4条第3項、第5条第3項	農地の存在する市町村に農業委員会を設置。ただし、区域内の農地面積が著し（小さい市町村（北海道：800ha以下、都府県：200ha以下）には、農業委員会を置かないことができる。 都道府県知事が農地の転用の許可をしようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。	C	－	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質等を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村部局が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。このため、農業者が主体の合議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を遂行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進上不可欠であることから、市町村部局から独立した行政委員会として、公選の農業委員等で構成される農業委員会を引き続き必置とすることが妥当である。 さらに、その区域内に相当程度の農地面積を有している市町村においては、優良農地の確保や農地の利用集積に向けた地域の利用調整活動の取組が極めて重要であり、このため、現在、農業委員会においては、個々の地権者等に対する農地のあっせんや農地パトロールなどの活動に取り組んでいるところである。これらのきめ細かな農地の利用調整活動について、地域の信任を得て選ばれた、地域の実情に精通した農業者が委員となっている農業委員会でなければ実施することは困難であり、特に、市町村合併が進み、農業委員会の活動区域が拡大した中で、地域の農業者のニーズや状況に応じた十分な活動ができなくなる恐れがあること、また、近年、遊休農地の増加が深刻化する中、遊休農地の現況把握や地権者に対する指導に関して農業委員会の果たす役割はますます大きなものとなっていることから、農地面積が一定以上の市町村については、引き続き農業委員会を置くものとすることが適当であると考える。 農地転用に当たっての都道府県農業会議の意見は、広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。また、総合規制改革会議の3次答申においても、農地転用規制の厳格な運用を求められているところである。このようなことから、農地転用に当たっての都道府県農業会議への意見聴取を廃止するということは実現困難である。	都道府県農業会議の意見について、回答では、「農地転用に当たっての都道府県農業会議の意見は、広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである」とのことであるが、転用許可申請に当たっては予め農業委員会が意見を付しているのであり、市町村合併が広域に行われるようになっている中では、広域合併を行った市町村からの転用申請などの場合、当該市町村の農業委員会段階で付された意見であれば、広域的な見地からの判断などがなされていると考えられるのではないか。右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	農業委員会の人件費は平成18年度から一般財源化されており、地方分権の視点から、地域の実情に精通する基礎自治体が自ら農業委員会の設置の是非を判断し、コスト削減のために複数の自治体での共同設置などが可能となる、柔軟な仕組みとすべきである。 また、広島県は平成21年度までに全市町に農地転用許可等の権限を移譲するが、これら市町は合併により広域化し、能力が向上しており、農業会議への諮問を廃止し、自己完結的に許可権限を行うこととしても、国の主張する広域的な見地の審査や、総合規制改革会議が求める農地転用規制の厳格的運用は可能である。	C	－	必置基準を廃止すれば、農業委員会を設置するかどうかは市町村の財政事情に大き〈左右されることなるが、その場合、必ずしも提案主体が主張する共同設置の体制がとられるとは限らず、農政上設置する必要があっても財政上の理由で設置されなくなるおそれがある。また、合併により市町村の区域が広域化する中で、コスト削減を優先した共同設置が行われれば、活動区域が一層広域化することなり、農業委員会に期待される、地域の実情や農業者のニーズに応じたきめ細かな取組を果たすことが困難となるおそれがある。以上のことから、農業委員会の必置基準を廃止し、その設置の判断を全て市町村の裁量に委ねることは適当ではないと考える。 都道府県農業会議は都道府県とは独立した機関であり、特例条例により市町村に権限委譲されたとしても、都道府県農業会議の意見は市町村を超えた広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものであり、地域限定等することによって都道府県農業会議への意見聴取の必要性がなくなるものではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	農業委員会の人件費は平成18年度から一般財源化され、地方分権の視点から、地域の実情に精通する基礎自治体は自らの責任により、農業委員会の設置の是非を判断すべきで、コスト削減も重要な判断基準となる。また、地方制度調査会の「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（H17.12.9）における「市町村の判断により農業委員会を設置するか、設置せずその事務を市町村長が行うかを選択できることとすることが適当である。」という意見も踏まえ、必置規制は廃止すべきである。	C	－	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や農地の利用集積に向けた地域の利用調整活動の取組が極めて重要である。このため、現在、農業委員会においては、個々の地権者等に対する農地のあっせんや農地パトロールなどの活動に取り組んでいるところである。これらのきめ細かな農地の利用調整活動については、地域の信任を得て選ばれた、地域に知見のある農業者の代表たる多数の農業委員により構成される農業委員会でなければ実施することは困難であるため、市町村に農業委員会を置くものとすることが適当である。 なお、農業委員会設置に係るコストについては、委員の定数はそれぞれ市町村の裁量で決めることが可能であることから、その見直しにより相当程度削減等を図ることが可能であると考える。	1067140	基礎自治体が地域の実情に応じて農業委員会の役割及び設置の必要性の検証を行い、設置の是非を自ら判断できるよう、農業委員会の必置規制を廃止すること。 また、農地転用許可などの農業会議への諮問を廃止すること。	農業委員会の必置規制を廃止することにより，基礎自治体は，地域の実情に応じて，自らの判断によって農業委員会の設置が必要か否か決定できる。 また，県から農地転用許可等の権限移譲受けている基礎自治体においては，農業会議への諮問を廃止することにより，自主的かつ自己完結的に事務を実施できる。標準処理期間は，例えば，農地転用許可は60日間から40日間に短縮が可能であり，住民サービスの向上につながるとともに，基礎自治体が自主的かつ自己完結的に判断することで，農地行政上の課題である優良農地の確保や担い手への農地集積等の解決に向け，住民に直接説明責任を果たす行政を確立できる。	広島県	農林水産省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020120	農業経営体の育成に関する事業の基礎自治体による総合的実施（農業経営基盤強化促進法等の法施行事務など）	農業経営基盤強化促進法第６条第６項	市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	C	—	市町村が基本構想を定めようとするときは、都道府県知事に協議し、同意を得なければならないとされている。 これは、基本構想が、当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標等とともに、そのような経営体の育成等の実現のために採るべき措置等を示すものであるが、自然的経済的社会的条件の面で同一の地帯区分に属するような市町村であるにもかかわらず、基本構想の内容に大幅な齟齬が生じることは適当でないこと等の理由によるものである。 特に、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための「認定農業者制度」については、この基本構想に基づき認定が行われ、国の支援をはじめとする各種措置が講じられることとなるが、自然的経済的社会的条件の面で同一の地帯区分に属する市町村であるにもかかわらず、基本構想の内容が齟齬に異なり、農業経営改善計画の認定の運用にバラツキが生じれば、著しく公平性を欠くことも懸念される。 このため、都道府県知事が、都道府県基本方針において、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即して農業経営の指標や採るべき措置等を定めるとともに、市町村の基本構想がこれに即したものとなっているかをチェックするため、都道府県知事への協議及び同意という仕組みを設けているものである。 これは、制度の適正な運用を担保するための必要最低限の関与であり、市町村からこの種の提案がない中で、貴県におかれては、制度の趣旨を十分に御理解の上、「県の方向性を強いる」ことや「過剰な関与」を行うことのないよう、今後ともその適正な運用に努められたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	御回答によると、都道府県知事の同意が必要な理由は、育成すべき農業経営の指標が、同様の地帯区分に属する市町で大幅な齟齬が生じるためのことであるが、基本構想の指標の前提となる目標とすべき所得水準については、国の通知により算定方法が示されているところであり、大幅な齟齬は生じることは考えられない。 また、採るべき措置については市町村の方向性を示すものであり、これを県基本方針に即したものとなっているかチェックすることは、「県の方向性を強いる」ことになり、本県が提案している基礎自治体が事務を総合的かつ一元的に実施することは出来ないと考えられる。	C	-	1　育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標等については、 ①　目標所得等に関しては、基本方針において「自然的経済的社会的諸条件を勘案して、地域における他産業の従事者の生涯所得等に即して、客観的な算出方法により設定する」こととし、その方法を示してはいるものの、「例えば、生涯所得について「賃金構造基本統計調査報告」及び「勤労条件総合調査報告」を基に賃金に退職金を加えて算出し、これを他産業従事者の従事年数で割り戻して目標農業所得を導（等）とあ（までも例示にとどまっており、 ②　目標所得等以外の指標等に関しては、特にその算出方法を示していないため、 自然的経済的社会的諸条件の面で同一の地帯区分に属する市町村の間で、これらの指標等に齟齬が生じることはあり得る。 2　また、採るべき措置をチェックすることが「県の方向性を強いる」ことになるというが、基本構想については、都道府県知事への協議及び同意という必要最低限の関与にとどまっている中で、市町村に対して「県の方向性を強いる」かどうかは、基本構想が都道府県知事の協議及び同意を要するという仕組み上の問題ではなく、むしろ、基本方針の策定や基本構想への同意という事務を行うに当たって、貴県自身が配慮すべき問題に属する。 3　このため、貴県におかれては、 ①　基本構想に基づき認定を受けた認定農業者に対しては、国等から各種の支援措置が講じられるという「認定農業者制度」の趣旨、 ②　同一の地帯区分に属する市町村の基本構想の内容に大幅な齟齬がないこと等をチェックする必要性 について十分御理解いただき、これまで「県の方向性を強いる」姿勢であったのであればそれを正し、予め、県内各地域の特性を十分に把握した上で、基本方針の内容が各地域の実態を踏まえたものとなるよう工夫したり、地域の特性を踏まえて基本構想を策定すべき旨を改めて市町村に周知徹底することなどにより、市町村がその事務を総合的かつ一元的に実施できるよう配慮されたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	本県提案は、基礎自治体で完結可能なものは、基礎自治体が一元的に実施することを目標に、制度により規定されているものを可能な限り撤廃していただきたい旨であり、運用論でなく制度論である。本県では市町村合併が進み、基礎自治体の事務能力の向上とあいまって、規範遵守の徹底を進展しているおり、これまでも、大幅な齟齬は起こっておらず、今後も起こり得ないとは考えられない。 このことは、本県が提唱する一般地方公共団体（道州制を視野に入れた県と市町）の機能分担の考え方に沿ったものであることをご理解いただきたい。 このため、地域の特性を踏まえて基本構想を策定すべき旨を市町村に周知することで十分と考える。	C	-	1　基本構想について、都道府県知事の協議及び同意を要するという仕組みは、自然的経済的社会的条件の面で同一の地帯区分に属するような市町村であるにもかかわらず、基本構想の内容に大幅な齟齬が生じることを防止し、制度の適正な運用を担保するために設けている必要最低限の制度的措置である。 2　このため、仮に、これまで貴県内の市町村が策定する基本構想の内容に大幅な齟齬が生じてこなかったとしても、それはこの仕組みが存在してきたことによるとも言え、このような仕組みをなくした場合、今後、齟齬が発生する可能性は否定できず、「認定農業者制度」等の適正な運用に取り返しのつかない重大な支障が生じることとなる。 3　また、この仕組みは、「基礎自治体の事務能力」を補完したり、「規範遵守」を確保するために設けているものではないので、「市町村合併が進み、基礎自治体の事務能力の向上」が図られたか否か、「規範遵守の徹底」が進展しているか否かにかかわらず必要なものである。 4　さらに、こうした仕組みの下でも、市町村がそれぞれの地域の実情に応じた担い手育成の取組を行うことは可能であるので、このような制度の趣旨・背景を十分ご理解の上、今後とも適正な運用に努められたい。	1060716 0	現行法では、市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって、県知事に協議し同意を得る必要があるが、この協議を撤廃すること。	市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって、市町村が必要とする場合は県に助言を求めることができることとする。 また、策定した場合は県に報告するものとする。	広島県	農林水産省
1020130	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定における協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第４条第５項、第８条第４項	農業振興地域整備基本方針を定めるときは農林水産大臣に、市町村農業振興地域整備計画を定めようとするときは都道府県知事に協議をすることとなっている。	C	—	農業振興地域整備基本方針のうち農用地の確保に関する事項は、①国民に対する食料の安定供給という国の責務に関するものであり、国の定める農用地等の確保等に関する基本指針との整合など、国の各種施策との整合を図る必要があること、②都道府県毎に農地の賦存状況には大きな格差があり、食料の移入県と移出県とが存在する我が国において、どの程度の農用地を確保するかについては、国が全国的な見地から判断する必要があること等から、農林水産大臣の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。 また、市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地で、今後相当期間（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）について定めるものであるが、農用地区域は農地の転用が禁止される等の規制に係る区域であり、また、国の責務である食料の安定供給の基礎となる農用地の確保に直結する事項であること等から、都道府県知事の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	国が主張する国の各種施策との整合性を図ることは、農振法第４条（第１項、第３項）に法定化されており、当然考慮すべきことで、改めて、国への協議・同意を求める性格のものではない。同法第４条第４項により、国は知事への勧告権を有しており、必要があればこれを行使すれば良い。 同様に、市町が定める農振農用地整備計画への県への協議・同意も必要性はなく、国や県への協議・同意を求めることは、農業振興地域制度が自治事務であり、市町の主体的・自主的な取組みの妨げとなり、弊害が大きい。	C	—	農業振興地域整備基本方針のうち農用地の確保に関する事項は、①国民に対する食料の安定供給という国の責務に関するものであり、国の定める農用地等の確保等に関する基本指針との整合など、国の各種施策との整合を図る必要があること、②都道府県毎に農地の賦存状況には大きな格差があり、食料の移入県と移出県とが存在する我が国において、どの程度の農用地を確保するかについては、国が全国的な見地から判断する必要があること等から、農林水産大臣の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。なお、勧告は拘束力を伴わず、基本方針成立の要件となる同意とは異なるものである。 また、市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地で、今後相当期間（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）について定めるものであるが、農用地区域は農地の転用が禁止される等の規制に係る区域であり、また、国の責務である食料の安定供給の基礎となる農用地の確保に直結する事項であること等から、都道府県知事の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。なお、都道府県の同意・協議を求めることをもって、市町村の主体的・自主的な取組みを妨げることとなるとは考えがたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	国の各種施策との整合性を図ることは農振法に定めており、当然考慮すべきことで、改めて、国に協議・同意を求める性格のものではない。同法で国は知事への勧告権を有し、地方分権の視点から、国の関与はこの程度に止めるべきである。 市町が定める農振農用地整備計画の県への協議・同意は、農業振興地域制度が自治事務であることから、行き過ぎた関与となり、市町の主体的・自主的な取組みが育まれず、「国から地方へ」の流れを阻害する。	C	—	農業振興地域整備基本方針のうち農用地の確保に関する事項は、①国民に対する食料の安定供給という国の責務に関するものであり、国の定める農用地等の確保等に関する基本指針との整合など、国の各種施策との整合を図る必要があること、②都道府県毎に農地の賦存状況には大きな格差があり、食料の移入県と移出県とが存在する我が国において、どの程度の農用地を確保するかについては、国が全国的な見地から判断する必要があること等から、農林水産大臣の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。なお、勧告は拘束力を伴わず、基本方針成立の要件となる同意とは異なるものである。 また、市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地で、今後相当期間（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）について定めるものであるが、農用地区域は農地の転用が禁止される等の規制に係る区域であり、また、国の責務である食料の安定供給の基礎となる農用地の確保に直結する事項であること等から、都道府県知事の同意を要する協議とされているものであり、この同意・協議を廃止することは困難である。なお、都道府県の同意・協議を求めることをもって、市町村の主体的・自主的な取組みを妨げることとなるとは考えがたい。	1060721 0	地方公共団体が策定する各種計画は、国、県が策定する上位計画に即して策定することが義務付けられているが、必要以上の国等の関与は排除すべき。 県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣、市町が農業振興地域整備計画を定める場合の県知事への協議・同意の義務付けを廃止すること。	国や県に対する事前協議や同意手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。	広島県	農林水産省
1020140	保安林の指定の解除における国への同意を要する協議の廃止	森林法第２６条の２第４項	都道府県知事が指定・解除の権限を有している保安林のうち、 ①水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林の一定規模以上の指定の解除 ②保安施設事業等の施行地内の保安林の指定の解除 については、農林水産大臣の同意が必要.	C	—	都道府県知事が指定・解除の権限を有している保安林であったとしても、 ①水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林の大規模面積の指定の解除（指定理由の消滅による解除は1ha、公益上の理由による解除は5ha以上）により、土砂流出等が発生した場合、国土の保全に広く影響を及ぼすおそれがあること、 ②保安施設事業等は、渇水や災害の発生の危険性が高い箇所において、水源のかん養や防災等国土の保全のための森林造成等を目的として実施するものであり、事業実施の必要性は国が判断しており、これらの施行地の保安林の指定の解除については、当該事業の施行を判断した国の施策との整合を図る必要があることから、当該保安林の指定の解除については、農林水産大臣に協議し、同意を得ることとしているものであり、国民の生命・財産の保全の観点から、当該協議及び同意を廃止することは困難である。 なお、都道府県知事の協議から農林水産大臣の同意までの標準的な事務処理期間を６０日と定めており、できる限り迅速な処理に努めているところである。	都道府県知事が大臣への協議なしに新たに指定した保安林について、その解除の場合のみ「国民の生命・財産の保全の観点」から同意協議を廃止することができないのはなぜか。また、「できる限り迅速な処理に努めているところである」とのことであるが、都道府県にとっては、必要な指定を行おうする際にも、解除の場合には国への同意協議を要することが負担となり、迅速な指定を妨げる要因になるのではないか。右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	御回答のとおり、大規模な面積の保安林の指定の解除及び保安施設事業施行地等の保安林の指定の解除については、国民の生命・財産の保全の観点から、慎重な判断が必要であり、このため貴省が協議及び同意を求めることは十分理解できるが、地方分権改革の推進という観点から、地方公共団体が自ら判断するための制度改正について、再度御検討願いたい。	C	-	保安林の解除については、前回の回答に加え、保安林の解除に伴い洪水や土石流等の山地災害が発生した場合には、その影響は極めて重大であり、仮に、当該被害が直接的には県内で完結する流域にとどまるものであったとしても、鉄道、道路、通信施設等の重要な基幹的ライフラインが被害を受け、交通や物流等が遮断されることにより、その被害が当該流域を超えて広範囲にわたる可能性があるため、国民の生命・財産の保全の観点から当該協議及び同意を廃止することは困難である。 なお、水源のかん養、土砂の流出の防備等を目的とした保安林の指定は、下流住民等にとって災害に対する安全性は増すこととなる一方で、不利益を受ける森林所有者等に対しては、意見聴取の手続きを踏むことなることから、仮に保安林の解除と同様に農林水産大臣に協議し、同意を得ることとしたとしても、大臣が不同意とする場合は想定されないため、大臣への協議・同意を義務づけていないところである。 また、保安林の指定は、森林の保全を図る必要がある森林について行うものであり、解除が見込まれる森林を対象するものではなく、仮にその後の社会情勢の変化により解除が行われることとなったとしても、 ①　保安林の一部について解除するのが一般的であり、大臣へ協議・同意が必要となる規模で保安林の解除を要する事例はごくわずかであること ②　治山事業施行地は、水源のかん養や防災等国土の保全のための森林造成等を行った森林であり、当該地が存する保安林は解除になじまないこと から、これらの保安林の解除手続は、全国で年数件程度となっており、保安林の解除の際の事務負担が保安林の指定の妨げになるとは考えられない。	都道府県知事が大臣への協議なしに新たに指定した保安林について、解除に係る手続きが不可欠であるとするならば、提案者趣旨を踏まえ、その負担軽減を図ることはできないのか. 右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	国土の保全や国民の生命・財産の安全確保の観点から国への協議が必要であることは理解できるが、地方分権の推進の観点から、重要流域以外の保安林の指定の解除については、都道府県が自ら判断できるような制度改正について、引き続き検討していただきたい。	B-1	Ⅳ	都道府県知事からの協議に対する農林水産大臣の同意については、地方の事務軽減を図る観点から、保安施設事業等の施行地内の場合を除き標準的な処理期間を６０日から３０日に縮減する。 また、保安林の解除については、今後とも、保安林制度全体の体系に十分留意しつつ、地方の事務軽減に向けた具体的方策について検討していく考えである。	1060722 0	知事が保安林を解除する場合であって、次の保安林を解除するときに義務付けられている農林水産大臣への協議・同意を撤廃すること。 ①水源のかん養、土砂の流出の防備又は土砂の崩壊の防備のため指定された保安林で，指定理由の消滅による解除の場合は，解除面積が1ha以上，公益上の理由による解除の場合は，解除面積が5ha以上 ②保安施設事業，地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事の施工地内にある保安林	農林水産大臣への協議・同意の標準処理期間は，６０日であり，この協議・同意の手続を撤廃すれば，迅速な対応が可能となり，開発事業者等の負担の軽減など，住民サービスの向上につながる。	広島県	農林水産省
1020150	農地転用申請に係る添付書類の簡略化	農地法施行規則第４条、第６条	農地転用許可申請書を提出する場合には、（申請者が法人の場合は）法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書等を添付することとされている。	C	—	農地転用許可申請書の添付書類は、許可権者が申請の適格性の審査や転用地の確認を行い、農地転用許可基準に基づき、転用実現の確実性や計画面積、被害防除措置の妥当性等の判断を行うために必要不可欠なものである。 特に土地の登記事項証明書は、申請に係る土地の所在、面積、権利関係等を確認し、申請適格等を審査する上で必要不可欠な書類であり、また、転用許可後において地目変更、所有権移転等の登記をする際にも転用許可書と登記事項証明書の表示が整合していることが必要である。また、法人の登記事項証明書等は、申請に係る権利設定や転用事業を行うことができるか等について審査する上で必要不可欠な書類である。 そもそも、申請者は、土地の開発や権利の設定移転を行おうとする当事者であり、土地の権利関係等の事実関係をこれらの書類により事前に確認することは当然必要なことと考えられる。 ご提案では、法人登記事項証明書や土地の登記簿証明書は地方自治体が所管の法務局で閲覧、調査が可能であり、省略すべきとのことであるが、地方自治体の事務量の増大を招くとともに、円滑かつ適切な農地転用許可事務の妨げになるおそれがあることから適当でないと考えられる。 このようなことから、登記事項証明書等の添付を省略することは困難である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	広島県は、「広島県分権改革推進計画」に基づき、住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており、住民サービスの視点を重視する観点から、基礎自治体の意見を踏まえ、基礎自治体で調査が可能な書類の簡略化を提案しているのであり、基礎自治体の自主的な判断に委ねるべきと考える。 また、法人登記簿や土地の登記事項証明について、申請者が確認することは当然のことであり、提案の趣旨は、農地転用申請書にこれらの書類の添付を求めることによる経済的負担（法務局の手数料）を考慮し、住民サービスの観点から基礎自治体の判断で添付の省略が可能となるよう、柔軟な取扱いを求めることにある。	C	—	登記事項証明書等は、個々の転用許可の申請適格等を審査する上で必要不可欠な書類であり、申請書に添付すべき書類としているところである。 個々の開発に伴って必要となる登記事項証明書等を審査庁である自治体が申請者に代わって調査確認し、さらに審査まで行うことは、自治体の事務量の増大を招くとともに、円滑かつ適切な農地転用許可事務の支障となるおそれがあり適当でない。 法務局の手数料は1件あた り1,000円程度であり、著しい経済的負担とは考えられない。また、これらの調査コストは、本来、個々の開発により利益を享受する申請者が負担すべきものと考えられるが、これに代わって自治体が負担することとなることは、必ずしも住民サービスにつながるものではないと考えられる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	住民サービスの視点を重視する基礎自治体の意見を踏まえ、基礎自治体が可能な限りで法務局等で審査に必要な調査を行い、提出書類の簡略化が可能となるよう提案しており、円滑かつ適切な農地転用許可事務を行うことは当然である。 また、土地の登記事項証明については、一筆一件の手数料で、多くの転用申請は数筆分の手数料を要する。 なお、基礎自治体が公用で登記事項証明等を取る場合は手数料は免除され経済的負担とはならない。	C	—	登記事項証明書等は、個々の転用許可の申請適格等を審査する上で必要不可欠な書類であり、申請書に添付すべき書類としているところである。 個々の開発に伴って必要となる登記事項証明書等を審査庁である自治体が申請者に代わって調査確認し、さらに審査まで行うことは、自治体の事務量の増大を招き、ひいては円滑かつ適切な農地転用許可事務の支障となるおそれがあり適当でない。 なお、登記事項証明等の取得の手数料が免除されたとしても、調査そのものに係るコスト（人員の確保等）は新たに発生するものであり、結果的に申請者に代わって自治体が負担することとなることから、必ずしも住民サービスにつながるとは言えないものと考えられる。	1060726 0	農地転用許可申請の添付書類は、農地法施行規則第４条に規定されているが、規則を改正して省略が可能な書類は簡略化すること。	申請者の時間的，経済的負担の軽減が図られ，住民サービスの向上につながる。	広島県	農林水産省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020161	主要農作物種子審査の民間解放	主要農作物種子法（昭和２７年法律第１３１号）	優良な種子の生産及び普及を促進するため、主要農作物（稲、麦類及び大豆）の種子を生産する者の申請に基づき、都道府県が、その経営するほ場の農作物の審査（ほ場審査）及び当該ほ場で生産された生産物の審査（生産物審査）を行い、都道府県の定める基準に適合すると認めるときは審査証明書を交付する。	C		主要農作物種子制度におけるほ場審査、生産物審査は、種子を生産する者からの申請に基づき、その経営するほ場（ほ場審査）及び当該ほ場で生産された生産物（生産物審査）を都道府県が審査し、都道府県名の審査証明書を交付するものである。都道府県名の証明書を、都道府県が審査に関与しないで、農業協同組合等が行った審査の結果に基づき交付することは、適当ではないと考えている。 なお、農業協同組合の営農指導員の中で、日常的に採種事業に係る営農指導に携わり、十分な知見と経験を有している方があられるのであれば、都道府県が定めるほ場審査や生産物審査の方法（法第４条第５項）を見直すことにより、このような方々を審査補助員として有効に活用していただきたいと考えている。また、同法は、都道府県以外の者による種子の証明を禁止しておらず、農業協同組合等の民間の団体が自らの信用で主要農作物種子について審査を行い、証明することを排除するものではない。	回答によれば、「主要農作物種子法は、農業協同組合等の民間の団体が自らの信用で主要農作物種子について審査を行い、証明することを排除するものではない」とのことであるが、第５次提案時における三重県からの提案に対し、「ほ場審査や生産物審査は、都道府県が本来実施すべきものであり、民間委託にそぐわないことから、ＪＡ等が審査を行い、当該審査結果に基づき『生産物審査証明書』を発行することは、適当ではない」と回答されており、この回答と今回の違いは何か、また、提案者は、仮に同法によらず民間機関による審査・証明を行う県独自の制度を創設したとしても、同法による審査請求があればこれを拒否できないため提案の趣旨が実現できないとしており、提案趣旨を実現するために、民間機関が審査・証明を行う場合には県は審査・証明を行わないとすることが必要である。このような観点から右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	回答で同法は県以外の者に証明を排除するものでないとあるが、例えば、農業協同組合等を審査機関とする、主要農作物種子法に基づかない県の独自の審査制度を定めたとしても、法がある以上、生産者から法に基づく（請求があれば、県において法に基づく審査を行わざるを得ず、本県の求める業務のスリム化にはつながらない。 従って、法第４条に定める審査員及び法第５条に定める証明書の交付主体を都道府県の指定する民間機関に拡大することを検討したいただきたい。なお、民間の審査の結果に基づき、都道府県名の証明書を発行するのは適当でないとのことであるが、都道府県知事が適当であると認めた者であれば、その民間機関名の証明書で良いと考える。	C		主要農作物種子は、我が国の耕地面積の４４％において作付けられる重要な生産資材であり、地域の気象条件等に適した優良な品種の種子の生産及び普及を促進していく観点から、都道府県が主体となり、 ①　原原種や原種の生産・供給 ②　種子生産ほ場の指定及び当該ほ場並びに生産物の審査 ③　審査結果に基づく審査証明書の交付 を行うことにより、生産者に対して主要農作物の来歴や良質性を保証する制度である。 このため、種子生産ほ場や生産物の審査については、都道府県の職員が行うことし、事務の実施に要する経費ついては地方交付税の算定に含められている（平成９年度までは法律補助としていた）ところである。 なお、都道府県の事務量に関係する ①　種子生産ほ場の指定（第３条第１項） ②　指定種子生産ほ場等の審査に関する基準及び方法（第４条第５項）の策定 については、都道府県の権限としており、地域の種子生産者や関係団体の理解・協力を得ながら、広島県における審査体制の実態に見合った事務量となるよう種子生産ほ場の指定等を進めていただきたい。 また、農業協同組合等の民間団体が自主的に審査・証明を行うことや、広島県が独自に条例等を定め、適切な民間団体を審査機関として指定する制度を創設することについては、排除するものではない。	回答によれば「県は、種子生産ほ場の指定、指定種子生産ほ場等の審査に関する基準及び方法の策定について権限を有しており、県における審査体制の実態に見合った事務量となるよう種子生産ほ場の指定等を進めていただきたい」とのことであるが、法第３条において農林水産大臣が都道府県別、主要農作物の種類別に種子ほ場の面積を定めている中で、ほ場の指定請求があっても、県はこれを拒むことができるのか。 右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	本県は種子審査の民間開放を提案しており回答では民間開放にならないと考えられる。 また、回答の「同法は民間団体が～排除するものではない。」は、「種子法に基づく審査等により公的に品質を保証された種子の使用を県は奨励する」とある平成１５年７月１日付け農林水産省蚕糸局長通知の趣旨にそぐわないと思われる。さらに、法がある以上、請求があれば県は審査を行わざるを得ず、結果として同法以外による種子生産を普及させることは困難な上、複数の制度が並存することによる混乱も懸念される。 従って、法第４条に定める審査員及び法第５条に定める証明書の交付主体を都道府県の指定する民間機関に拡大することを検討していただきたい。	C		主要農作物種子法（以下、「法」という。）において「県の技術更員」が行なうこととされている指定種子生産ほ場において実施する①ほ場審査、②生産物審査事務について、「国・県の定める基準に基づき審査を行うための必要な知識と技術を有すると県知事が認めた者」が農林水産省令で定めるほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付できるよう制度の見直しを行なうこと。	1 0 6 7 3 0 0	主要農作物種子法（以下、「法」という。）において「県の技術更員」が行なうこととされている指定種子生産ほ場において実施する①ほ場審査、②生産物審査事務について、「国・県の定める基準に基づき審査を行うための必要な知識と技術を有すると県知事が認めた者」が農林水産省令で定めるほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付できるよう制度の見直しを行なうこと。	民間で実施することにより事務の効率化が図られ、住民サービスの向上につながる。 また、当該民間審査機関は、県知事が必要な審査技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。	広島県	農林水産省
1020162	主要農作物種子審査の民間解放	主要農作物種子法（昭和２７年法律第１３１号）	優良な種子の生産及び普及を促進するため、主要農作物（稲、麦類及び大豆）の種子を生産する者の申請に基づき、都道府県が、その経営するほ場の農作物の審査（ほ場審査）及び当該ほ場で生産された生産物の審査（生産物審査）を行い、都道府県の定める基準に適合すると認めるときは審査証明書を交付する。	C		主要農作物種子制度におけるほ場審査、生産物審査は、種子を生産する者からの申請に基づき、その経営するほ場（ほ場審査）及び当該ほ場で生産された生産物（生産物審査）を都道府県が審査し、都道府県名の審査証明書を交付するものである。都道府県名の証明書を、都道府県が審査に関与しないで、農業協同組合等が行った審査の結果に基づき交付することは、適当ではないと考えている。 なお、農業協同組合の営農指導員の中で、日常的に採種事業に係る営農指導に携わり、十分な知見と経験を有している方があられるのであれば、都道府県が定めるほ場審査や生産物審査の方法（法第４条第５項）を見直すことにより、このような方々を審査補助員として有効に活用していただきたいと考えている。また、同法は、都道府県以外の者による種子の証明を禁止しておらず、農業協同組合等の民間の団体が自らの信用で主要農作物種子について審査を行い、証明することを排除するものではない。	回答によれば、「主要農作物種子法は、農業協同組合等の民間の団体が自らの信用で主要農作物種子について審査を行い、証明することを排除するものではない」とのことであるが、第５次提案時における三重県からの提案に対し、「ほ場審査や生産物審査は、都道府県が本来実施すべきものであり、民間委託にそぐわないことから、ＪＡ等が審査を行い、当該審査結果に基づき『生産物審査証明書』を発行することは、適当ではない」と回答されており、この回答と今回の違いは何か、また、提案者は、仮に同法によらず民間機関による審査・証明を行う県独自の制度を創設したとしても、同法による審査請求があればこれを拒否できないため提案の趣旨が実現できないとしており、提案趣旨を実現するために、民間機関が審査・証明を行う場合には県は審査・証明を行わないとすることが必要である。このような観点から右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	回答で同法は県以外の者に証明を排除するものでないとあるが、例えば、農業協同組合等を審査機関とする、主要農作物種子法に基づかない県の独自の審査制度を定めたとしても、法がある以上、生産者から法に基づく（請求があれば、県において法に基づく審査を行わざるを得ず、本県の求める業務のスリム化にはつながらない。 従って、法第４条に定める審査員及び法第５条に定める証明書の交付主体を都道府県の指定する民間機関に拡大することを検討いただきたい。なお、民間の審査の結果に基づき、都道府県名の証明書を発行するのは適当でないとのことであるが、都道府県知事が適当であると認めた者であれば、その民間機関名の証明書で良いと考える。	C		主要農作物種子は、我が国の耕地面積の４４％において作付けられる重要な生産資材であり、地域の気象条件等に適した優良な品種の種子の生産及び普及を促進していく観点から、都道府県が主体となり、 ①　原原種や原種の生産・供給 ②　種子生産ほ場の指定及び当該ほ場並びに生産物の審査 ③　審査結果に基づく審査証明書の交付 を行うことにより、生産者に対して主要農作物の来歴や良質性を保証する制度である。 このため、種子生産ほ場や生産物の審査については、都道府県の職員が行うことし、事務の実施に要する経費ついては地方交付税の算定に含められている（平成９年度までは法律補助としていた）ところである。 なお、都道府県の事務量に関係する ①　種子生産ほ場の指定（第３条第１項） ②　指定種子生産ほ場等の審査に関する基準及び方法（第４条第５項）の策定 については、都道府県の権限としており、地域の種子生産者や関係団体の理解・協力を得ながら、広島県における審査体制の実態に見合った事務量となるよう種子生産ほ場の指定等を進めていただきたい。 また、農業協同組合等の民間団体が自主的に審査・証明を行うことや、広島県が独自に条例等を定め、適切な民間団体を審査機関として指定する制度を創設することについては、排除するものではない。	「民間団体が自主的に審査・証明を行うことや、広島県が独自に条例等を定め、適切な民間団体を審査機関として指定する制度を創設することについては、排除するものではない。」とのことであるが、農林水産省は、「新たな食糧制度及び改正農産物検査制度における主要農作物種子の取り扱いについて（平成７年１１月１日農蚕園芸局長通知）」の中で、「都道府県は種子法に基づく審査等により公的に品質を保証された優良種子を使用するよう奨励するものとする」としていることから、解釈の明確化を図る必要があるのではないか。 右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	本県は種子審査の民間開放を提案しており回答では民間開放にならないと考えられる。 また、回答の「同法は民間団体が～排除するものではない。」は、「種子法に基づく審査等により公的に品質を保証された種子の使用を県は奨励する」とある平成１５年７月１日付け農林水産省蚕糸局長通知の趣旨にそぐわないと思われる。さらに、法がある以上、請求があれば県は審査を行わざるを得ず、結果として同法以外による種子生産を普及させることは困難な上、複数の制度が並存することによる混乱も懸念される。 従って、法第４条に定める審査員及び法第５条に定める証明書の交付主体を都道府県の指定する民間機関に拡大することを検討していただきたい。	B－１	Ⅳ	御指摘の通知を廃止するとともに、都道府県事務の簡素化等の観点から主要農作物種子制度の運用方法の改善・工夫が図られるよう、都道府県及び関係団体に対して新たな指導通知を本年度中に発出する予定である。	1 0 6 7 3 0 0	主要農作物種子法（以下、「法」という。）において「県の技術更員」が行なうこととされている指定種子生産ほ場において実施する①ほ場審査、②生産物審査事務について、「国・県の定める基準に基づき審査を行うための必要な知識と技術を有すると県知事が認めた者」が農林水産省令で定めるほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付できるよう制度の見直しを行なうこと。	民間で実施することにより事務の効率化が図られ、住民サービスの向上につながる。 また、当該民間審査機関は、県知事が必要な審査技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。	広島県	農林水産省
1020170	海岸管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能に出来るように規制を緩和する（海辺活用）	海岸法第五条、第七条 海岸法施行規則第三条	海岸管理者（都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長及び漁港管理者である地方公共団体の長）は、海岸保全区域について、その管理を行う。また、海岸保全区域内の土地を占用する場合は海岸管理者の許可が必要。	C	－	海岸管理者は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護する責務があり、安全性確保の観点から、海岸管理を民間へ開放することは不適当。 また、「定借地などの直接借地」の意味が定かではないが、海岸保全区域内の土地の占用許可については、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあるか否かの判断をそれぞれの海岸管理者が行っているところであり、占用許可申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、許可することはできない。			C	－				C	－		1 0 8 0 0 5 0	企業・団体が商業目的も含めて、有効に活用でき、地域発展につなげられるように、管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能に出来るように規制を緩和する。	海岸の占有条件を緩和することで、各企業・団体の競争原理が働くことにより商業の最新のトレンドを発信する情報基地としての役割を果たすようになる事が予想される。 最終的に、千葉県の沿岸に訪れる観光客へのハード・ソフト両面でのサービスの向上が図られれば観光客も増加し、このことは近隣商業の発展にも寄与し、さらには地方自治体の占有料収入のみならず税収の増加にも繋がることになる。	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会	農林水産省 国土交通省
1020180	一時的な農地転用許可の緩和	農地法第４条、第５条	農地を農地以外のものにしようとする場合は、都道府県知事の許可（４ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。	C	－	農地を一時的に農地以外の利用に供する場合であっても、食料の生産基盤である農地の農業上の利用を確保する観点から、農地以外の利用に供した後は再び農地として利用されることを法的に担保する必要がある。また、恒久的な農地転用と同様に周辺農地の営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられていること等を確認する必要があるため、許可を不要とすることはできない。 なお、毎年、同一目的、場所で定期的に一時的利用に供するような場合には、数年分をまとめて許可することも運用上可能である。			C	－				C	－		1 0 8 1 0 1 0	現行法では一時的な農地転用の手続きは市街化調整区域において許可申請を行い農林水産大臣もしくは県知事の許可を要するが、認定された構造改革特別区域計画や地域再生計画に明記された事業は特例として許可不要とする。	認定された地域再生計画の実現を図る事業について、実施に伴う法令手続等の事務処理を削減をすることで、民間主導の催事への展開と更なる拡充を図り、継続的な地域経済活性化の事業の定着を目指す。具体的には、認定された地域再生計画に資する地域特性を活かした事業の実施の際、当日参加者の駐車場を確保する目的で休耕農地を一時利用する場合、草刈りや整地行為のみで、利用後、耕作の目的に供されることに支障がないことから、現行法で必要な農地転用（一時転用）許可を不要とするか、もしくは簡素化する。簡素化する場合にあっては、催事事務の通知制とし、前年度実施時と行為の変更がない場合には、通知時の添付書類を不要とする。	犬山市	農林水産省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020190	土地改良法第15条の特例	土地改良法第十五条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	C	Ⅰ	土地改良区は、土地改良事業の施行を目的として設立される法人であり、当該事業の土地・水のつながりにより一定地域の農地全体を対象にしなければならないという性格から、土地改良法上、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得、都道府県知事の認可を受けて設立がなされると、不同意者も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については組合員への賦課金によることを前提に、滞納者に対する強制徴収権も付与されているところである。 このように土地改良区は土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務の範囲は、土地改良事業の適切かつ安定的な実施を確保する観点から、こうした土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 従って、御提案の活動内容については、収益を伴う営利事業であることから土地改良区の性格上、これらの収益活動を認めることはできない。			C	Ⅰ				C	Ⅰ		1092030	現行土地改良法第15条の特例を設け，土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	土地改良区の運営状況が逼迫し，そのままでは組織の継続が困難であると認められる場合に限り，県知事が定款変更時に必要であると判断する収益事業について，これを行うことができるよう提案するものである。	三次市	農林水産省
1020200	NPO等市民による農業振興を推進する場合における農地の一時転用期間の緩和	農地法第5条、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）、農業振興地域の整備に関する法律第13条	農振農用地区域内農地の一時転用に当たっては、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内の期間に限定するものとする。	C	－	農業振興地域内の農用地区域は、相当長期にわたり農用地として利用すべき土地として、市町村農振整備計画の農用地利用計画において定められた土地であり、農用地区域内においては原則として転用が認められないこととされている。しかしながら一定の一時的な転用については、例外的にこれを認めているところである。ただし、一時的な利用の期間については、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から3年以内に限定しているところである。 このため、農用地区域内農地の一時転用の期間を延長もしくは更新を可能とするというご提案は、農地として利用しない期間を長期化させることとなり、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあることからその実現は困難である。 ただし、目的達成のために長期間を要する場合には、農用地区域から除外して恒久的な転用として対応することが適当と考えられ、市町村が必要と認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、農地転用許可が可能であることから現行法で実施可能である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	①市側は回答文言「実施可能である」にも係わらず、現行条例にとらわれ、国はそう言うも、市は実施できないと言う反応であった。②文言を、「計画を判断し、例外的に実施して良い」と言うようにならないか。	C	－	目的達成のために長期間を要する場合には、一時転用ではなく、農用地区域から除外して恒久的な転用として対応することが適当と考えられ、市町村が必要と認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、農地転用許可が可能である。 このため、計画地の選定に当たっては、当該開発計画の目的達成の観点のみならず、周辺における営農に支障を及ぼさないよう留意する必要がある。 なお、市町村農振整備計画の変更はあくまでも市町村の判断により行われるものであることから、その可能性や計画地の選定等について、市町村と十分に相談されるとともに、必要に応じて市町村農振整備計画の変更についての同意協議者である県に相談されたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	当該農地について市は農用地としての評価を墨守し、除外を行わないとのこと。現状を打破するためには、弊会のようなNPOによる市民の農業参画活動を土地収用法第3条21～23号における「土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業」に準じた活動として農地法第4条4項により転用できないか。バブル期の住宅地的観点の農地評価は人口減、農業衰退、農家子女不継承の現在、過剰価値付けで実態に全く沿わない。御省主唱のように市民の農業参画は必要で、それは従来発想のダイレクト企画では無く、街づくり、市民交流、環境と言った迂回性があるが結果実績を収める弊会のような企画の転換が必要であり実効性がある。	C	－	農地法第4条第1項第4号（又は第5条第1項第2号）において、土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合は農地転用の許可を要しないとする規定を設けているところであるが、これは土地収用法等に基づき収用される土地が国民生活上不可欠な公益性の極めて高い事業のために使用されることから例外的に措置しているものである。また、土地を収用し、又は使用することができる事業は、土地収用法等個別の法律において限定的に規定しているところである。 このようなことから、制度的に公益性が位置付けられていない事業についてまで、土地収用法等に規定する事業と同等と見なし、農地転用許可を不要とする措置を講じることは適当でない。 貴会の活動目的を達成する観点から、計画地の選定について市や県と十分にご相談いただきたい。	1096010	農振農用地区域内の農地を一時転用により賃借し、利用しているが、「農地法関係事務に係る処理基準について」において、当該農用地を一時的に利用できる期間が3年以内に限定されているため長期的な利用ができない。このため、NPO等市民による農業振興を推進する場合に限り、この3年以内の期間を延長もしくは更新が可能になるよう緩和してもらいたい。	市民参加を得てこれを基盤とする農業振興による地域活性化を図りたい。具体的には、現在許可を得ている農地の一時転用について、これを延長もしくは双方の合意に基づき更新したい。一時転用の許可申請時には、農業振興を図るためとまではいえず、「環境公園、多目的広場造成、利用」を行うこととしたが、NPOの会員数も増え、活動も徐々に理解されており、初期目的も叶えつつあるため、今後、団塊世代の定年地元隠居定住を契機に、環境教育等、市民交流活動の拠点づくり活動を一層充実し、当NPOの本来目的である市民側からの農業振興運動を推進したい。	人づくり街づくり環境づくり	農林水産省
1020210	地方公共団体での第5種共同漁業権の取得	漁業法 第14条第8項	共同漁業権は、漁場を水産動植物の採捕や養殖を行う漁業者が共同して利用する性格から、関係地区の漁業者で構成する漁業協同組合に限り免許している。	C		貴町からの説明によれば、当該水面で「漁業者」が存在しないとのことであるところ、特区であったとしても、漁業法上の共同漁業権が、同一漁場を複数の漁業者が共同して利用するための漁業権であることから、漁業者がいないとの前提での第5種共同漁業権の付与は、対応が困難です。 漁業権の設定がされていない公共水面については、一義的に北海道内水面漁業調整規則により管理されることとなり、漁業調整、水産資源の保護培養について必要な対応が可能と思われますが、申請のうち、調整規則による対応ではできないものが何か、具体的にご教示願います。 なお、今後の本提案に係る検討の参考としたいので、下記の内容について、ご教示願います。 ・ 漁業関係法令上、漁業者とは、専業者に限らず、営利を目的（市場等で、販売するなど一定の利益を得る）として反復継続して水産動植物を採捕をしている者としていますが、千歳市に限らず、近隣に居住する人を含め、こうした定義をした場合についても、本当に1人もいないのですか。 ・ いるとしたら、年間、どの程度従事していますか（準備期間を含む）。 ・ 一定程度存在しているとしたら、組合の設立も可能かと思われますが、なぜ、設立できないのですか。	1　町では、漁業権が設定されておらず、自由に釣りが行われているために漁業資源の枯渇を招きかねない現状を改善するために、安定的な増殖を図るための費用の徴収や遊漁規則の制定などを行うために、その前提となる漁業権が必要と提案しているものである。回答では、北海道内水面漁業調整規則により、漁業調整、水産資源の保護培養について必要な対応が可能とのことであるが、上記の内容は、道知事が同内水面漁業調整規則を改正することにより実現できると考えて良いか、また、同規則等に基づき、資源管理のための遊漁規則や遊漁料等に相当する費用を徴収している例があればご教示されたい。 2　町は、魚が一度は途絶えたという屈斜路湖の地域事情や、元来資源が乏しい内水面の特性等から、漁業組合の設立が経済的に成り立たないと考えられる中で、漁業資源を維持し、かつレクリエーションとしての振興を図りながら地域活性化を図るために漁業権の取得を求めているものである。漁業法の範囲に含み得ないとするのであれば、上記の提案趣旨を踏まえ、水産業の振興に資するとの観点から、漁業法に提案者の主張する何らかの権利を位置づける等、提案の趣旨を実現することについて検討できないか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	屈斜路湖の遊漁おける魚資源の管理には、総合的なルールづくりが必要ですが、内水面漁業調整規則では、禁漁措置（期間、場所）は可能であっても、遊漁資源の増殖や環境整備を目的とした有料化、再放流（C＆R）区域の設定、釣捕数の制限、細かな漁具の制限（釣り針、釣り方など）は事実上不可能と思われます。このため、弟子屈町が目指す魚資源の維持と遊漁者の共生を持続的に図る全体構想において、漁業調整規則のみではその一端を制限することにしかならないと考えます。	C		1　第五種共同漁業権は、内水面において一定の漁場を共同に利用して漁業を営むことを前提としたものです。屈斜路湖においては漁業者又は漁業を営もうする者が存在せず、今後も見込めないとのことであるため、漁業を営む者の利益を第三者から保護するという漁業権の趣旨からして、今回の特区申請の提案について第五種共同漁業権での対応はできません。 2　ただし、屈斜路湖の自然環境と魚類資源を活用した地域振興の要望につては、新規の立法によらずとも以下の手法を組み合わせた振興策により、達成が可能と考えます。 ①　魚類の資源管理や保護に関しては、漁具・漁法の制限、禁止区域や禁止期間の設定については北海道内水面漁業調整規則により対応が可能であり、また竿数制限や尾数制限については資源状況や利用実態により内水面漁場管理委員会指示による対応が可能です。 ②　行政庁における金銭の徴収について、漁業調整規則に基づいて行うことはできませんが、海面で行われている種苗放流についての協力金や、法定外目的税の例により、遊漁料とは別の形で利用者から金銭を徴収することは可能です。 ③　なお、キャッチアンドリリース等の制限については、ローカルルールとして関係者間での協議によって解決すべき課題と考えます。 3　水産庁としては、北海道とも十分協議し、現行制度を活用して、提案内容の実現が可能となるよう、前向きに対応したいと考えております。	「現行制度を活用して、前向きに対応したい」とのことであるが、適用する制度が複数に亘り分かり難く、手続きも煩雑となる。水産業の振興に資するとの観点から、提案趣旨を実現する総合的なパッケージを検討できないか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	内水面では、戦後の食料確保の時代から、現代のように国民のレジャーである遊漁として、漁業資源を活用するようになった背景には、そもそも、ニーズの変化以上に資源の乏しさや増殖の難しさにより、持続的漁獲が困難である現状を示しているものと推測されます。 このため、弟子屈町では、屈斜路湖に漁業権の設定がされていないために内水面漁業調整規則に違反する行為や過剰な乱獲の実態が遊漁者から寄せられている現状を改善し、ルールづくりや安定的な増殖を行い、漁獲によらず持続的な遊漁者の誘致により地域の活性化を図ることを目指すため、現行の漁業法では遊漁のみの漁業権取得が難しいため特区提案をしております。 （別紙）	C		1　現在、屈斜路湖において、乱獲が激しいということであれば、北海道に対し漁業調整規則等による規制や監視体制の整備等を求めることが、第一と考えます。 2　第五種共同漁業権については、共同漁業権は、一定の漁場を共同に利用して漁業を営む者の利益を第三者から保護するために設定されるものであり、弟子屈町の回答によれば、漁業者がおらず、将来も見込めないとのことであるため、そもそも共同漁業に該当せず、第五種共同漁業権の設定はできません。 3　公共用水面に放流されたニジマスは、無主物であり、国民全てが共通に利用できる資源です。このような国民共有の資源に対し、ニジマスを放流していることを理由に排他的権利を付与することは、漁業を営む利益の保護や漁業調整等を目的とする漁業法の趣旨を超えたものであり、特定の者に対する新たな権利の創設となり、特区での対応はできないと考えます。 4　屈斜路湖のニジマスを中心とした地域振興を図るには、資源量に見合った禁止期間の設定、漁具・漁法の制限等の北海道内水面漁業調整規則による規制の強化や、委員会指示の発動による永続的な資源管理を検討するとともに、水産庁の「強い水産業作り交付金」の活用等により、増養殖施設の整備や釣り場等の整備を進める等総合的な振興策を策定し、積極的な推進を図ることにより、提案の実現が可能と考えます。いずれにしましても、関係者の連携が重要ですので、早い時期に協議を行いたいと考えております。	1105010	漁業法において、第5種共同漁業権は、権利を漁業者のみに認められている。 これを、全国的な内水面漁業における資源の枯渇（経営不振）や担い手不足、高齢化問題などの実態と、地域的な特徴（水質が不安定）を踏まえ、屈斜路湖を特区として町など公的機関に特例（既存の漁業権が無い又は冬期間凍結地区に限定するなど）を設けて免許を可能とする。	屈斜路湖の特異な自然的背景を考慮し、乏しい魚資源を最大限活用して、自然や資源と調和した、全国初の遊漁振興による、滞在型体験観光メニューの創造を目指す。 これにより、漁業として未利用水域でありながら遊漁としての漁業振興の可能性がある屈斜路湖を有効に活用し、産卵河川の保護や利用規則（ルール）の整備を進め、魚類の適正な保護と遊漁に限定した施策により、持続的な魚資源の確保と地域産業に即した地域の活性化が図られる。	弟子屈町	農林水産省
1020220	第2種区画漁業権おける免許の面積要件や規模など法律の明確化による漁業権の取得	漁業法 第6条第4項第2号	第2種区画漁業権は、人工又は天然の囲障の中で養殖業を営む者に対し免許される。	C		第2種区画漁業権は、一定の区画内において養殖業を営む者に対し与えられる免許であり、その区画の範囲は事業規模、養殖手法等を勘案し、都道府県知事が判断するものであることから、特区としての対応は出来ない。	都道府県知事が漁業権交付可能と判断する場合は、提案内容は実現可能と考えて良いか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	地方公共団体が取得可能な内水面での漁業権は、第2種区画漁業権ですが、北海道との協議では、明確な法的基準が無く、屈斜路湖のような大規模な湖でこの免許をした前例が無いと言うことから、免許は不可能との見解が示されているため、特区による、規模や面積要件の明確化を求めております。 国内には、第2種区画漁業権を取得して、魚の増殖により湖全体での遊漁振興を図っている事例があり、遊漁者のニーズ（野生化した魚）から、先進的な地域振興策と考えております。 屈斜路湖では、湖全体を活用し、魚類資源の増殖（養殖業）を行うことにより、持続的に地域活性化を図ることが目的であり、是非ともご配慮をお願いします。	C		1　弟子屈町の養殖計画の内容は、養殖業を営む内容となっておらず、養殖業を前提とした第二種区画漁業権の要件を満たしていないため、要件緩和や区画要件の法定化では対応できません。 養殖業とは、計画的に種苗を確保し、積極的に投餌等によってその個体の量等を顕著に増進させ、かつ、計画的に収穫し得るような高度な管理下に置かれるものをいい、粗放的な管理であって、増殖程度のものは、養殖とはいえません。 2　一般に、第二種区画漁業権は、知事が事業内容を判断し、内容が適正で調整上も問題がないのであれば、許可されることとなります。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	弟子屈町としては、第5種共同漁業権の提案同様に、遊漁振興による地域の活性化を目指しており、自然的背景など資源の乏しい屈斜路湖の特異な環境を最大限生かした対策を検討しております。 養殖業の主旨である「計画的に種苗を確保し、積極的に投餌等によってその個体の量等を顕著に増進させ、かつ計画的に収穫し得るような高度な管理下におかれるもの」ということについて、湖全体に区画漁業権が付与される場合、種苗の確保方法、投餌の実施方法、計画的な収穫等について、どのような要件を満たしていれば良いのかを具体的にご教授願います。 （別紙）	C		1　具体的な養殖手法についての質問ですが、①養殖業の規模を決定した上で、②養殖魚の数量を定め、それに見合った種苗の確保、③養殖魚の量に見合った餌料の確保、④定期的に、一定量を給餌（全体に給餌するのか、一定の場所にするのかは、現場実態や、人員の手配等により決定する。）⑤販売先等の確保（これは、経営者の判断による。）等の検討が必要で、これは現場毎に考えるべき問題です。 ただし、屈斜路湖は阿寒国立公園内にあり、自然公園法による各種行為規制が適用されている地域であることから天然湖沼に餌をまくこと等の許可が必要と思われますので、環境事務所への問い合わせも必要です。いずれにしても、最終判断は北海道知事が行うこととなりますので、詳細については　北海道の水産部局に相談されることをおすすめします。	1105020	漁業法において、第2種区画漁業権の免許要件には、明確な区画の要件（面積や規模）が示されていない。 結果、免許基準では不明確かつ曖昧な点が多く、免許には全国的なばらつきがみられる。 このため、全国水準での漁業法の明確化を求め、屈斜路湖全域が第2種区画漁業権の免許可能水域に該当するかを明らかにする。 更に、明確化が図られ、基準に該当しない場合は、規制緩和を求め免許を可能とする。	屈斜路湖の特異な自然的背景を考慮し、乏しい魚資源を最大限活用して、自然や資源と調和した、全国初の遊漁振興による、滞在型体験観光メニューの創造を目指す。 これにより、漁業として未利用水域でありながら遊漁としての漁業振興の可能性がある屈斜路湖を有効に活用し、産卵河川の保護や利用規則（ルール）の整備を進め、魚類の適正な保護と遊漁に限定した施策により、持続的な魚資源の確保と地域産業に即した地域の活性化が図られる。	弟子屈町	農林水産省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020230	土地の区分所有			C		土地改良法において土地の区分所有を制限する条文はないことから、当該提案に対して農林水産省では対応できない。 なお、提案者の地域において土地改良事業の完了が遅れていることから当該提案をいただいたところであるが、当該提案にある土地改良事業は、土地改良法（以下「法」という。）第95条の規定に基づき、農業協同組合や法第3条に規定する資格を有する者数人が共同して施行する数人共同施行等として実施されるものであって、農業者が自由に組織する（任意加入）団体が専ら個々の加入者の個別の利益のために行うものである。このため、公共法人である土地改良区が公共性の観点から2/3以上の同意のもとに強制的に実施する事業とは性質を異にし、法第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者の同意を要することとされたものである。 従って、当該提案にある土地改良事業を円滑に完了するには、県、市、土地改良事業団体連合会等の関係機関と連携しつつ、関係権利者全員の同意が得られるよう話し合いなどによる地元調整を十分に図っていただきたい。			C					C			1107010	1971年に土地改良法第95条3項の認可を得てスタートし、1979年に予定の水没防止のための盛土工事が完成したにもかかわらず一部関係者の賛成が得られず事業全体が頓挫しているJR上野原駅南口土地改良事業の対象面積（12817㎡）を1棟の超高層マンションに、個々の地権者の事業開始前の地籍に応じて割り当てられるJR上野原駅南口駅前駐車区画を区分所有されるマンションの個々の居室と見なして、土地の区分所有を特区として認定し、権利関係を合理化し、事業の進捗をはかる	当該土地改良事業着手以前の地権者の地積を盛土後の駐車場区画の数で表示し、土地の資産価値を駐車場からの現金収入の形で年金化することによって、地権者に①先祖伝来の土地が収用されることがない、②継続的現金収入が保障されるというメリットを与えて区画整理事業への賛意を取り付ける。これを受けて行政が③既成事実化の進行の中で複雑化した利害関係を調整し、④土地買収に要する時間と費用を抜本的に節減して、膠着状態にあるJR上野原駅南口の整備を進め、①バスターミナル、②公営駐車場、③エスカレーター・エレベーターの設置を進め、市民生活の便利性の向上と地域活性化の突破口を開く。	山梨産業情報交流ネットワーク 構造改革特区・地域再生研究会	法務省 農林水産省
1020240	第５種共同漁業権の譲渡もしくは貸付要件の緩和	漁業法第２６条第２９条	漁業権は相続等以外の移転及び貸し付けの目的となることができない。	C		第５種共同漁業権移転をを受けるべき王滝村及び漁業権者である木曽川漁協の意思が確認できないため、対応ができない。	特区提案は、あらかじめ関係自治体等の意見を確認しなければできないものではない。提案を実現するにはどうすれば良いかという観点から右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	私が今回個人として提案させて頂いた理由は、王滝村、木曽川漁協の賛同が得られた場合に、この事項名の要件が特区として対応できるかどうかを知る為である。なぜなら法律上不可能な要件を、村や漁協に働きかけたとしても、既存の制度では実現不可能という結果になる。また、今回の検討要請回答を読む限り、特区提案募集制度自体が、個人の提案主体を受け入れると称してはいるものの、実際には、個人を受け入れている、という回答にはなっていない。個人としてもう一度回答を要求したい。王滝村と木曽川漁協の賛同が得られれば、今回の提案は特区として対応可能であるか。			C		1　漁業権は、水面の総合利用という観点から漁業調整の一手段としての範囲内で認められた公的性格を持つ権利であり、自らの意思で経営する者に漁業を営む利益を第三者から保護しようということにかんがみ、漁業法第２６条「漁業権の移転の制限」及び第２９条「貸付の禁止」が規定されていることから、今回の提案は対応できません。 2　なお、移転又は貸付の相手先として王滝村を指定していますが、第五種共同漁業権は、内水面において一定の漁場を共同して漁業を営むこと又は採捕することを前提とし、適格要件を漁業者又は採捕者を構成員としている漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限っており、王滝村は、漁業者又は採捕者を代表していないことから共同漁業権の適格要件を欠き漁業権者となることができないため、本提案は対応できません。			C			1118010	長野県木曽郡王滝村内の王滝川水系全ての第５種共同漁業権を地方自治体の取得とすることにより、自然保護、河川環境保護、及び日本固有種であるヤマトイワナ、アマゴの保護と古来の天然魚を復活させる村営の法人を立ち上げる。疑似餌のみ、バーブレスフックのみ、キャッチアンドリリースのみの特別な遊魚規則を全村内の河川に設け、原種の稚魚放流や徹底した河川管理を行うことにより、ヤマトイワナ、アマゴの、質、サイズ、量を確保する。それを目的に集まるであろう日本及び全世界の遊魚主体から、特別な遊魚料を徴収し、王滝村の地域再生に貢献する。（別紙　事業内容書あり）	個人	農林水産省
1020250	有機農業特区	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第１４条第２項及び第１７条の７	生産行程管理者は、ほ場又は事業所ごとに登録認定機関の認定を受ける。登録認定機関は、独自に定める認定業務規程に基づき認定業務を行う。	D	－	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）に基づく有機認定に際し、登録認定機関は、独自に定めた認定業務規程によりそれぞれ認定業務を行うことが可能であり、例えば、集落に属するグループの構成員とその構成員がそれぞれ所有するほ場が全体として認定されている例もある。 また、有機認定に要する料金も同様で、面積あたりの認定料金を定めている登録認定機関も存在するので、すべての登録認定機関が筆数比例がある料金体系をとっているわけではない。 なお、有機認定を取得するためには、当該ほ場が「有機農産物の日本農林規格」に定める基準を満たしていること等を登録認定機関が確認する必要があることから、当該ほ場は、特定される必要がある。			D	－				D	－		1190030	有機認証を受ける圃場では、有機認証を受ける圃場間の森林等部分を無いものと見なし、点在する小面積の複数農地を一筆として認証登録できるようにする。	山間部では小面積の農地が森林の中に点在し、通常の有機認証で認証を受けようとすると、一筆当たりの有機認証を受ける圃場間の森林等部分を無いものと見なし、点在する小面積の複数農地を一筆として認証登録できるようにする。	（個人）と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四万十くじら、個人	農林水産省
1020260	圧雪車及びヘリコプターを利用したバックカントリーツアーにおける国有林野使用許可要件の緩和	国有財産法第１８条第３項	行政財産である国有林野は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。	D	I	行政財産である国有財産は、国有財産法第１８条第３項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができるとされており、国有林野の適正な管理経営に支障がないと判断されれば、使用を許可することは可能である。 本提案である圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点としての国有林野の使用許可については、提案事由にも示されているとおり、試験的に実施した昨シーズンに使用を許可したところであり、来シーズンについても、ほぼ同様の内容であれば、使用を許可できるものと考える。なお、今後の使用許可に当たっては、圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着点のほか滑降ルートを含めて使用許可の対象地を検討していく必要があると考える。	提案者は、「森林管理局からは関連法案・通達等の規定が無く、どのように処理すべきかを慎重に議論する必要があるため、来シーズンのツアーは時間的に許可できない」と回答しているとのことであるが、これは訂正するということで良いか。右提案者意見と併せて再度検討し、回答されたい。	・「国有林野の適正な管理経営に支障が無いと判断」という点について、そのように判断するための具体的な基準や要件についてご教示願いたく存します。 ・「来シーズンにも、ほぼ同様の内容であれば、使用を許可できると考える」とありますが、具体的にはどの程度の相違が認められるかを確認したく思います（相違の具体例を補足資料に記載）。 ・今後の使用許可に当たっては、圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着点のほか滑降ルートを含めて使用許可の対象地を検討していく必要があると考える」とあるが、滑降ルートを含めて使用許可の対象地を検討する理由を確認したく存じます（意見の詳細を補足資料に記載）。	D	－	・国有林野の管理経営については、重点的に発揮させるべき機能発揮の観点から望ましい森林資源の状態を維持し又はこれに誘導するため、個々の林況や社会的要請等を踏まえ、伐採や造林の方法、施設の整備の内容を適切に選択するなどにより適切に管理経営することとしているところである。国有林野の使用を許可するか否かを審査するに当たっては、各種法令を遵守しているか否かということはもとより、こうした管理経営の方針に即して支障があるか否かを判断することとなるが、具体の判断に当たっては、個別事例毎に該当する国有林野の置かれた林況等の現況、申請のあった使用の目的、規模、施設設置の内容等を勘案して慎重に判断することとなる。 ・今回提案にある来シーズンの使用許可の取扱いについては、申請内容や申請区域の状況等が昨シーズンと同様であれば使用許可できるものと考えているが、補足資料に記述された「昨シーズン使用区域近隣の新たな圧雪車走行ルート」等の部分については、具体の区域や規模等が明らかでないため、当該区域を所管する森林管理署に許可申請して頂き、使用許可の可否を判断させて頂くこととしたいと考える。 ・行政財産である国有林野を使用又は収益させる場合には、法令上、適正な対価を徴さなければならないこととされており、国有林野の使用許可の実態についてみれば、滑降ルートとして国有林野を使用させている既存スキー場のゲレンデの場合には当該滑降ルートのエリアを使用許可の区域に含めて取り扱うこととしている。今回提案のバックカントリースキーについては、山頂等からのスキー滑降を目的にヘリコプターや圧雪車を利用してお客を輸送するものであり、滑降ルートとして国有林野を使用することを前提に事業が行われる仕組みであることから、今後の使用許可に当たっては、圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着点のほか滑降ルートのエリアを含めて使用許可の対象地として検討する必要があるものと考える。 ・来シーズンのツアーに係る使用許可については、これまで、所管する北海道森林管理局から提案者に対して、一般的には昨年とほぼ同様の申請内容や申請区域の状況等であれば許可できる旨の回答を行ってきているところであり、御指摘のような許可できないとの回答は行っていない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	・「ゲレンデの場合には滑降ルートを使用許可の区域に含めて取り扱う」と引用があるが、本ツアーはゲレンデと性質が同様ではないと思われる。本ツアーは滑降ルートの利用人数・頻度がゲレンデに比して極端に少なく、また、滑降ルート上を占有した下草処理等の作業が必要無いツアーである。占有の必要性が無ければ使用許可を適用する意義が薄いと考えられる為、ゲレンデと扱いを変えた方が望ましいと思われるが、この考え方についてご意見を頂戴したく存じます。 ・一般的なバックカントリーツアーは滑降ルートとして国有林野を使用することを前提に事業が行われる仕組みであるが、滑降ルートの使用許可を必要としない理由をご教示願います。	D	－	行政財産である国有林野を使用又は収益させる場合には、法令上、適正な対価を徴さなければならないこととされている。御提案のバックカントリースキーについては、スキー滑降を目的にヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するものであり、滑降ルートとして国有林野を使用することを前提に事業が行われる仕組みであることから、前回回答したとおり、滑降ルートのエリアを含めて使用許可の対象地として検討する必要があるものと考える。	112001０	国有林野内で行うバックカントリーツアーについて、環境調査及び安全対策を適切に行い、森林管理署のチェックを受けるなど一定の要件を満たした場合には圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。そこで昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー（ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリースキーツアー）を今後本格的に商品化することで市場縮小傾向のスキー業界の活性化を目指す。具体的には本サービスへの国有林野使用許可について現在関連法案・通達等の規定は無いものの、次年度も継続してバックカントリーツアーを目的とした圧雪車走行コースの使用を許可する。この先進的取り組みの継続的実施を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	株式会社星野リゾート	農林水産省 国土交通省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020270	バックカントリーツアーで利用する圧雪車・ヘリコプターの「森林と人との共生林（自然維持林タイプ）」への乗り入れ制限緩和	国有財産法第18条第3項	行政財産である国有林野は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。	D	I	行政財産である国有財産は、国有財産法第18条第3項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができるとされており、国有林野の適正な管理経営に支障がないと判断されれば、使用を許可することは可能である。圧雪車走行ルート及びヘリコプターの離発着地点としての使用については、「森林と人との共生林（自然維持林タイプ）」においても、積雪時に使用されるなど、国有林野の管理経営上支障がないことが確認されるのであれば、許可することがある。なお、根拠法令等として、「国有林野におけるスノーモビルコースの取扱いについて」及び「国有林野におけるスノーモビルコースの設置に当たっての留意事項について」を準用するとあるが、この通知は圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点の取扱いについて規定しておらず、したがって、「森林と人との共生林（自然維持林タイプ）」への圧雪車・ヘリコプターの入山についても、この通知において規定しているわけではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	・「森林と人との共生林（自然維持林タイプ）」における「国有林野の管理経営上支障がないことが確認」という点について、判断するための具体的な基準や要件についてお教え頂きたく思います。なお、過去の事例で許可された場合などありましたらご教示下さい。 ・圧雪車及びヘリコプターの離発着地点の取扱いについて規定している法令・通知について御教示下さい	D	—	・国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第22条の2において、「国有林野を使用させる場合には、国土の保全その他の国有林野が有する公益的機能を考慮しなければならない。」とされ、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分する国有林野については、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野であることから、圧雪車又はヘリコプターの乗入れについて、乗入区域、期間、使用頻度等の事業計画の内容から、これらに支障を生じるか否かを個別に判断することとなる。なお、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」の国有林野における過去の事例としては、スキーツアー用のヘリポート数及びコース数として、積雪時の短期使用（数日～一ヶ月程度）を許可した事例がある。 ・圧雪車及びヘリコプターの離発着点の取扱いについて規定している法令としては、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）がある。自然環境保全法第17条第1項では原生自然環境保全地域内において、自然公園法第13条第3項及び第14条第3項では特別地域内及び特別保護地区内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることが禁止されている。これらを行うには、行政庁の許可を受けなければならないとされている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	・「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」についてスキーツアー用のヘリポート数及びコース数として許可した事例があるとのことですが、具体的にどのような要件を満たすことで許可を頂けたのかご教示頂きたく存じます。 ・原生自然環境保全地域及び自然公園以外の区域では本提案に関する根拠法令は無いと理解致しましたが、林野弘済会等が実施するしかるべき環境調査を受け、乗入区域、機関、使用頻度等の環境への影響が低い場合には許可することがあるという理解で良いでしょうか。	D	—	「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」をはじめ、国有林野の使用を許可するか否かを審査するに当たっては、各種法令を遵守しているか否かということはもとより、前回回答したとおり、国有林野の適正な管理経営に支障があるか否かを判断することとなるが、具体の判断に当たっては、個別事例ごとに該当する国有林野の置かれた林況等の現況、申請のあった使用の目的、規模、施設設置の内容、自然環境への影響等を勘案して慎重に判断することとなる。	1120020	林野庁課長通達（内部規定）で制限している「森と人との共生林（自然維持林タイプ）」への圧雪車・ヘリコプターの入林について、環境調査を事前に行い、かつ、その結果や安全対策等で森林管理署のチェックを受けるなど一定の要件を満たす場合には圧雪車走行ルートとしての使用及びヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー（ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリーツアー）の魅力を向上し、近年市場が減少傾向の業界活性化を目指す。具体的には林野庁における森林機能類型の「森と人との共生林（自然維持林タイプ）」は山頂や尾根づたいに設定されているが、この部分について圧雪車乗り入れやヘリの離発着を可能とする。その結果、消費者が求める山頂・尾根からの滑走が容易になり商品価値が高いツアーを提供可能となる。ツアーの営業を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	株式会社星野リゾート	農林水産省 国土交通省
1020280	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げ	・農地法第4条、5条 ・農地法附則	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。 都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	C	—	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。現在、4ha超の農地転用については農林水産大臣の許可とするとともに、2ha超4ha以下の農地転用については農林水産大臣に協議をすることとしているが、これは、転用面積が大きいほど優良農地が含まれる可能性が高く、周辺農地の営農条件等農業生産に与える影響が大きいこと、また、大規模な転用になるほど利害関係者が多くなること等から、国が客観的に全国的な視野に立って総合的に判断する必要があるためである。 総合規制改革会議第3次答申においても、転用規制の運用が地方行政に委ねられていることが地権者の利益を反映することにつながっており、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとなっているとの指摘を受けているところである。 また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向け検討を行ってきた食料・農業・農村政策審議会において、農地転用許可権限の在り方を含む農地制度の在り方が議論されてきたところであるが、農地総量の確保など国レベルの関与についての検証を踏まえ慎重な検討を行うべきとの意見があったところである。 このような議論を踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	○農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準により行われており、自治体で取扱いに大きな相違はなく、県の自治事務として農地転用許可の厳格な運用を行うことは可能であると考える。 ○現在の大臣許可基準は4ha超となっているが、平成16年大臣許可の農地転用面積1件あたりの全国平均面積が7.5haであるため、8ha超に設定することが適当な基準と考える。	C	—	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離をおいて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているための指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。 なお、大臣許可権限に係る面積は、水管理を適正に行い得る区画で農道や用排水路などの施設に囲まれた規模を勘案して4ha超としているところであり、平均許可面積によって設定しているものではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	○農地転用の許可事務は、行政事務の基準の明確化を図るため、許可基準が法令化され、全国統一的な基準により運用されている。許可権者によって運用が変わることはあり得ず、地域の実情にも熟知している県が自治事務として厳格な運用を行うことは十分可能である。 ○近年、大臣許可面積は全体の5%以内であり、全てを県が担っても優良農地面積の問題は生じないと考える。 ○農地転用許可事務は厳格な運用が求められているため、対象面積で許可権限を区分することに合理的な根拠はないと考える。よって、大臣許可の平均値が7.5haであったため、大臣許可基準を現状の2倍である8ha超に改定しても問題がなく、適当な基準と考える。	C	—	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。 国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離をおいて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考えている。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。 総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているための指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。 このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考えている。 なお、大臣許可権限に係る面積は、水管理を適正に行い得る区画で農道や用排水路などの施設に囲まれた規模を勘案して4ha超としているところであり、平均許可面積によって設定しているものではない。	1122130	農地法に基づく農地転用許可について、知事許可（2haを超え4ha以下）に係る事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準（4ha超）を8ha超に引き上げる。 ※近畿農政局より提供された平成16年度のデータより、農地転用許可1件当たりの全国平均面積が7.5haのため、8ha超が適当な基準と考える。	事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げにより、従来国の許可で事前審査等に要した時間が短縮され、事務処理の迅速化が図れる。また、転用許可基準の審査で、他法令の許可見込み等の協議・調整が円滑に行える。	兵庫県	農林水産省
1020290	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA亜型同定用抗血清の家畜保健衛生所への配布（鳥インフルエンザの病性検査を家畜保健衛生書でも実施可能とする）	高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日付農林水産大臣公表）	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	C	IV	家畜の伝染性疾病のうち、高病原性鳥インフルエンザのほか、牛疫、口蹄疫等の伝播力や病性が強く国際的にも重要視されている疾病については、①病原体の適正な取扱いや検査水準の確保などが必要であること、②検査結果及びその取扱い如何では、全国的な防疫措置を図る必要があること、③国家防疫上、社会に与える影響が大きいことが想定されることから、全国一律の判断基準のもと、動物衛生研究所において一元的に対応することが、的確な防疫対応を図る上で重要と考える。 具体的には、鳥インフルエンザウイルスは、多くの血清亜型（H1～H16、N1～N9）が存在し、かつ変異が容易に起きるという特徴を有しているため、多種の血清を常時整備していなければ正しい判定ができない可能性がある。従って、御提案のような県による検査では正しい判定ができない恐れがあり、特区としては適当でないと考えている。 なお、適切な病性鑑定のためには、①すべての血清を常時整備していただくこと、②適切な判断ができる経験があること等が必要であるが、現在のところ動物衛生研究所以外では上記の点について十分ではないと判断している。 いずれにしても、疾病のまん延や風評被害を回避するためには、初動防疫、報道機関への公表のタイミング等が極めて重要であることから、今後とも、国が公表している家畜防疫指針に基づいて、各地方自治体と国の連携を密にし、迅速な検査や的確な初動防疫に努めることが必要と考えている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	○高病原性鳥インフルエンザを疑う事案に際し、県は速やかに当該農場のみならず周辺農場（5～30Km）に対し移動自粛を要請する等、迅速に本病のまん延防止を措置する必要がある。 本提案の趣旨は、迅速な防疫措置に資するため、家畜保健衛生所段階で分離されたA型インフルエンザウイルスについて、速やかにH5及びH7亜型同定用抗血清を用いた赤血球凝集抑制反応検査を行い、高病原性であるか否かの確認を可能とする体制整備を提案するものであって、確定診断は現行どおり動物衛生研究所で実施することに変わりない。 ○本病ウイルスには多くの血清亜型が存在し、かつ変異が容易に起きることは承知しているが、①高病原性鳥インフルエンザの診断はH5及びH7亜型を対象に検査すれば事足りること、②HA亜型の同定に影響を及ぼす程のウイルス変異は少ないと考えられること、③赤血球凝集抑制反応検査は家畜保健衛生所が通常実施している検査であり現状でも技術的に十分対応可能であること、④病性鑑定研修（ウイルス部門）において技術習得することは可能であること等から、動物衛生研究所以外であっても同定検査に対応できると考える。 ○なお、県が行う初動防疫及び報道機関への公表のタイミングについては、国（動物衛生課）と十分協議したうえで連携して実施することは言うまでもなく、家畜防疫指針に基づいた防疫措置は重要であると認識している。	C	IV	本病は、国家防疫上、社会に与える影響が大きいことが想定されることから、万が一、誤った判定により初動防疫措置を講じた場合、風評被害が生じる可能性がある。また、国際的にも、国が責任をもって本病を確定、通報する体制をとっている。このため、家畜の伝染性疾病のうち、高病原性鳥インフルエンザのほか、牛疫、口蹄疫等の伝播力や病性が強（国際的にも重要視されている疾病については、的確な防疫対応を図るため全国一律の判断基準のもと、動物衛生研究所において一元的に対応することが、重要と考える。 ご承知のとおり、本病ウイルスには多くの血清亜型が存在し、かつ変異が容易に起こるため、赤血球凝集抑制反応検査にあたっては、H5またはH7亜型の同定を目的とした検査であっても、他の亜型や数種類のH5及びH7亜型の血清等、多種の血清を用いて慎重に検査を行わなければ正しい判定が得られない可能性がある。このため、現在のところ、多種の血清を常時整備し、適切な判断ができる経験のある動物衛生研究所で行うことが適当であると考えている。 また、検査に用いる多種の血清は、市販されていないことから、高度に管理された特定の施設で作製する必要があるため、現在のところ、動物衛生研究所で調達している。しかしながら、作製にあたっては多大な行程手順、時間を要するため、第三者機関へ配布することは困難である。 なお、高病原性鳥インフルエンザを疑う事案に際しては、動物衛生研究所における検査結果が確定する前の段階であっても、臨床症状や周辺の家さんの飼養状況等を勘案し、関係機関と連携の上、的確な対応をお願いしたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	○高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するためには、迅速・的確な防疫措置が何よりも重要であり、そのためには家畜保健衛生所段階で本病の病性を見極める検査体制が望まれる。 ○現時点において、動物衛生研究所から家畜保健衛生所に抗血清を供給できる状況にないのであれば、今後、供給可能な体制整備について、引き続き検討していただきたい。	C	IV	本病は、国家防疫上、社会に与える影響が大きく、また国際的にも、国が責任をもって本病をすみやかに確定し、国際機関に通報する体制をとっていることから、的確な防疫対応を図るため全国一律の判断基準のもと、動物衛生研究所において一元的に対応することが重要である。 抗血清の供給については、血清の作成に多大な行程手順、時間を要するという理由だけでなく、現在のところ、多種の血清を常時整備し、適切な判断ができる経験のある動物衛生研究所で行うことが適当であると考えていることから、抗血清の供給体制整備の検討をする状況にはない。	1122140	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA亜型同定用抗血清を家畜保健衛生所に配布する。	家畜保健衛生所で発育鶏卵培養法によりA型インフルエンザウイルスが分離された場合、速やかに高病原性鳥インフルエンザの病性検査が可能となるよう、HA亜型同定用抗血清（H5及びH7）を家畜保健衛生所に配布し、より迅速な防疫措置の着手が可能となる体制を確立する。	兵庫県	農林水産省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020300	水産資源保護と新規漁業行為者の為、漁業権行使規則制定の要件緩和	漁業法第8条第3項 小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項 水産資源保護法	漁協が漁業権行使規則を定める場合には、漁業法上、水産業協同組合の規定による総会の議決の前に、漁業法第8条第3項に基づく組合員の3分の2以上の書面同意を得ることとに、漁業法第8条第6項に基づく都道府県知事の認可を受ける必要がある。 小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項に基づき、「マンガー漁業」は、滑走装置を備えた桁を使用する漁法として、原則禁止されており、地域の実情に応じて、問題がないと判断された海域・時期に限って禁止が解除されている	C		（1）漁業権行使規則の同意要件の緩和 漁業権行使規則は、漁協の組合員のうち当該漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項、その場合に遵守すべき事項を規定するものであり、組合員にとって、極めて重要なものです。 したがって、漁協が漁業権行使規則を定める場合には、漁業法上、水産業協同組合法の規定による総会の議決の前に、漁業法第8条第3項に基づく組合員の3分の2以上の書面同意を得ることとに、同法第8条第6項に基づく都道府県知事の認可を受ける必要があります。 このように、漁業権行使規則の位置づけは、漁協の組合員にとって重要な事項を定めており、また、基本的には漁協の自主規則であることから、当該漁協の組合員の意向が確認できない現時点において、特区にするかしないかの判断はできないと考えます。 （2）水産資源保護法にマンガー漁の全面禁止を加筆 水産資源保護法によりマンガー漁法を禁止すべきとのご提案については、現行制度において、「マンガー漁」は、漁業調整及び水産資源保護培養の観点から、小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項に基づき、滑走装置を備えた桁を使用する漁法として、原則禁止され、地域の実情に応じて、問題がないと判断された海域・時期に限って禁止が解除されております。 したがって、ご提案の内容については、こうした現行制度において対応すべき問題であり、特区として対応は困難であると考えます。	現在、鞆地区において漁業者の平均年齢は70歳台であり、その人数も年々減少している。原因は漁獲量の減少と燃料費の高騰により、専業漁業を営む事が不可能になってきている。又、370年前から伝わる伝統漁法で観光資源でもある「鯛網」も人手不足により、リタイヤした高齢者が臨時で参加しなければ、開催出来ない状況である。 そこで、兼業で漁業を営む新規漁業就業者の増加を促す為、漁業権行使規則制定の要件緩和は必要である。又、魚の生息域を破壊するマンガー漁は、冬季の漁獲量減少と芦田川河口堰建設により海苔養殖が不可能となった為、マンガー漁禁止は解除されている。	C		（1）漁業権行使規則の同意要件の緩和 漁業権行使規則については、前回回答したとおり漁協の自主的な規則であり、その組合員に限定して漁業権行使を拘束するものです。提案にある「漁業権行使規則制定の関係地区等の組合員の同意要件を緩和する」ことと、ご意見にある「兼業で漁業を営む新規漁業就業者の増加を促す」こととは関係がないことから、特区の効果はないと思います。したがって、特区での対応は適当でないと考えます。 なお、水産庁では、漁業への円滑な新規参入を図るため、求職情報の提供や漁業現場での研修を実施しており、また、新規就業の際の漁船、機器、施設を調達する場合や、協業化・多角化経営等の先進的な取組みを行う場合の資金面での支援を行っています。 （2）水産資源保護法にマンガー漁の全面禁止を加筆 「マンガー漁」（広島県でいう「戦車こぎ網漁業」）については、全国的な視点から、現行制度において、漁業調整及び水産資源保護培養の観点から、小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項に基づき、滑走装置を備えた桁を使用する漁法として、原則禁止され、地域の実情に応じて、問題がないと判断された海域・時期に限って禁止が解除されておりますことは、前回申し上げたとおりです。 それに加えて、地域的な視点から、漁業法及び水産資源保護法の規定に基づき制定される各都道府県の漁業調整規則において、水産資源保護培養及び漁業調整等の観点から、地域の実情に応じて、操業禁止区域の設定、夜間操業の禁止等について定められております。 なお、ご提案の内容については、対象海域が広島県沖合海域と思いますが、水産庁としては、現在、漁業調整及び水産資源保護培養の観点から問題があるとは承知しておらず、当該海域を全面禁止にする理由はないと認識しておりますが、今回のご提案については今後の業務の参考とさせていただきます。 また、こうした規制の変更については、関係県の意見を十分聴いて執り行うこととしております。「マンガー漁」について全面禁止するべきとの意見がございましたら、例えば、現地漁業者の意見をとりまとめ、関係県に対し要望を提出することによって本格的に検討が促されることとなります。このように、現行制度において対応することが可能な問題であると考えますので、特区として対応は困難です。			C			1123060	漁業権行使規則を定めようとするときは、地元地区の区域内に住所を有する漁業を営む者の三分の二以上の書面による同意の要件緩和。 水産資源保護法の漁法の制限にマンガー漁の全面禁止を加筆。	①平地区の遊休農地の解放 ②室浜地区の新農地開墾 ③漁船のレンタル、共同漁船の所有 ④農地付レンタルハウス ⑤漁船付レンタルハウス ⑥田舎の親戚制度 ⑦焚場、平、小室浜地区の養浜 ⑧高活性バクテリアによる水質、土壌浄化 ⑨マイクロナノバブルによる水質浄化及び養殖 ⑩広葉樹の植林 ⑪共同溝（光ファイバー、電気、上下水道、消火栓）の整備 ⑫工場排煙の触媒処理、光触媒コーティング ⑬魚の生息域を破壊するマンガー漁の全面禁止 以上の実現	個人	農林水産省
1020310	馬に係る医薬品、医療用機器に限定して、外国製造業者の工場査察や治験等を要しないで、認証工場制度や治験データの相互認証制度の導入による製造販売を承認する措置	薬事法　第13条の3、第14条、第19条の2、動物用医薬品等取締規則　第26条	薬事法第13条の3の規定による外国製造業者の認定及び同法第14条の規定による医薬品等の製造販売の承認に必要な審査の一環として、製造所の構造設備等についての書面による調査又は実地の調査を行うとされている。 薬事法第14条の規定による医薬品等の製造販売の承認申請には、臨床試験の試験成績に関する資料（治験データ）等を添付しなければならない。	C	I	薬事法第１３条の３の規定による外国製造業者の認定及び同法第１４条の規定による動物用医薬品及び動物用医療機器（以下「医薬品等」という。）の製造販売の承認に必要な審査の一環として、認定時の製造所の構造設備について並びに承認時の製造管理及び品質管理の方法についての書面又は実地の調査を義務付けているが、これは医薬品等の品質、安全性及び有効性等を担保し、保健衛生上の危害の発生を防止するための措置であり、これを不要とすることは適当でない。 なお、実地の調査（工場査察）は、保健衛生上特にその製造管理及び品質管理等に特に注意が必要な一部の医薬品等を除き、行っておらず、当該外国製造業者が存する国において受けている許可等に関する資料その他の当該製造業者に関する資料についての書面による調査のみにより審査を行っていることから、工場査察を要しないで製造販売の承認を受けることは可能である。 製造販売承認を申請するために必要な薬事法第１４条第３項に規定する臨床試験の試験成績に関する資料（治験データ）については、２か所以上の施設における試験成績を要求しているが、そのうち、医薬品の場合に少なくとも１か所は国内の施設における試験成績を要求している以外は、外国における治験データでも差し支えないこととしているところである。 外国における治験データのみにより医薬品の製造販売の承認を行うことは、微生物の血清型が多様な場合等、疾病の要因や発生状況等が国内外で異なる可能性があること、動物の飼養条件が国内外で異なること等、国外における試験だけでは国内における使用を評価することが困難であるため、医薬品の有効性及び安全性を適切に評価できず、家畜衛生及び公衆衛生上の危害が発生するおそれがあることから、これを認めることは適当ではない。また、特定の地域で規制の特例を設けることとしても、その製品が全国に流通することとなり、地域の特性に応じた規制の特例措置としても適当でない。	提案内容にある馬用に限定した医療用機器について、外国で既に使用が許可された動物用医療用機器について発生が想定される保健衛生上の危害とは何か。また、実地の調査（工場査察）について、保健衛生上特にその製造管理及び品質管理等に特に注意が必要な一部の医薬品等とは何か。これらを含め、製造時又は認定時の書面審査について特例を設けることはできないか。 また、治験に関し、外国産の競走馬のように限定した動物に関してのみであれば、飼育環境なども共通しており、特例を設けることができるのではないか。右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	ご回答により工場査察を要しないで製造販売の承認を受けることが可能であるとのことだが、除（一部の医薬品等とは何を指しますか。医療用機器はどうですか。また書面調査にかかる審査の期間はどの程度か。国内における治験そのものに長い年月と経費がかかりすぎ、馬用の医薬品等の国内流通が非常に少なくなってしまっているのが現状と思われるが、治験にかかる期間と経費は平均どの程度か。世界中の馬の血統や馬産のノウハウの集結に次ぐ獣医学的ケアの多様化による、日高ブランドの確立は付加価値の高い馬市場として、世界から顧客を呼びよせて高額な取引となり得る。馬も飼料も輸入に頼る現在、環境の差異はむしろ少ない。別様あり	C	I	実地の調査（工場査察）は、保健衛生上特にその製造管理及び品質管理に注意が必要なもの、例えば医薬品では新しい伝染病のワクチン等、医療機器では人工臓器等の製造販売の承認の際に実施することとしている（昨年度実績は、医薬品１品目、医療機器なし。）。本調査は薬事法第13条の3の規定による外国製造業者の認定及び同法第14条の規定による製造販売承認に必要な審査の一環として行われるものであり、認定は申請日から6か月、承認は医薬品の場合は12か月、医療機器の場合は6か月（新医療機器は12か月）の標準処理期間が定められている。なお、国内の治験に要する期間及び経費は医薬品等の種類や治験の内容により様々である。 国内外では、動物の種や飼料等の飼養条件が異ならない場合であっても、微生物の型や分布等の疾病の要因、発生状況等の条件は異なるため、医薬品の有効性及び安全性の適切な評価の観点から国内の治験データは必要である。医療機器については、国内での治験を義務付けていないが、海外で使用されている医療機器であっても、国内における使用について評価が行われていないため、国内で使用した場合にその品質、安全性や有効性等に問題が生じるおそれがある。その結果として、例えば、国内外での電源等の条件の違いが医療機器の性能や安全性に影響を及ぼす場合の医療事故や体内に移植して使用する医療機器の場合の感染性因子による汚染による感染症の拡散等の保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、書面又は実地の調査を不要とすることは適当でない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	現に日本の製薬会社は馬の薬を次々に承認するつもりはない。それは承認申請にかかるコストを考えると困難である。馬産地日高はその特性を生かすために、この特区提案は大きな意味を持つ。第14条の規制緩和による、地域限定の馬特区承認案を認めてほしい。安全性については十分担保できると考える。なぜならまず食肉用に100%ならないこと、民族間の差異はない。60頭の治験よりも海外の数年に及ぶ膨大な臨床使用例をもって変換として認めることで治験以上の安全が担保されているうえに、なおかつ国内でも環境については市販後調査で安全を確かめつつ、行う体制を作る。安全性の確保を優先すれば特区内の流通のみに限定する。別様あり	C	I	薬事法第１４条に基づく製造販売の承認は動物用医薬品の品質、安全性及び有効性等を担保し、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な措置であるため、国内での治験実施を不要とする等の規制緩和を行い馬特区承認案を認めることは適当でない。 なお、特定の地域で規制の特例を設けることとしても、その製品が全国に流通することとなり、地域の特性に応じた規制の特例措置としても適当でない。	1131010	薬事法の規制というのは、欧米人と日本人の体格・体質の違いなども考慮して、同じ薬品であっても日本でも治験が必要であるとの規制になっていると理解している。薬事法上の工場査察や治験というものが、このような理解が正しいのであれば、馬については、そのほとんどがサラブレッドであり、そもそも外国産馬であることから、こうした薬事法上の規制をそのまま適用する必要はない、あるいは無理がある。認証工場制度や治験データの相互認証制度を導入し、外国での査察や治験データをもって、日本側の査察や治験と見なす。	日本で承認されるには、長い年月と経費がかかりすぎ、又、その多くは正規に輸入されていないため、馬用の医薬品、医療用機器の国内での流通が非常に少ない。グローバル化した馬産業は国際競争力をつけなければならないのにこの点で後れをとっている。また競走馬の80%を生産する日高地方では、地方競馬の廃止などで現在不況にあえいでいる。日高でも馬用医薬品等が安価で流通することは、診療費の4割もの軽減に繋がり馬産業の活性化に貢献する。現在、日高への馬に使用する医薬品販売総額約4億円のうち、高額な人体薬が30%もしめているところを、100%馬用医薬品で目標販売総額約3億円とする。 LLPで企業間連携を図る。別様	有限会社ノマドック	農林水産省
1020321	動物用医薬品等製造販売業が取扱う外国製造医薬品等の品目に応じた承認について<馬の薬屋さん>に限定した一括申請ワンストップサービスとする措置	薬事法　第14条	薬事法第14条の規定において、医薬品等は、品目ごとに承認を受けることとされている。	C	I	薬事法第１４条においては動物用医薬品及び動物用医療機器（以下「医薬品等」という。）について品目ごとに製造販売の承認を課することによりその品質、安全性及び有効性等を担保し保健衛生上の危害を防止している。 医薬品等の種類が異なれば、承認申請書に記載すべき事項や申請に必要な試験資料等が異なるほか、審査の内容や過程等も異なるため、申請は品目ごとに行われる必要がある。 なお、現在でも品目ごとの申請書を複数同時に提出することは可能であるほか、例えば体外診断用医薬品の製造販売の承認申請においては、複数項目の検査が同時又は一連として行われるような場合には、シリーズ名を付すことにより１品目としての一括した申請を認めているほか、医療機器についても基本的構造、機能及び性能が同一であって材質、形状、重量等が著し異ならない複数の製品を一括して承認申請することは可能である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	可能な限り、効率よ（早く消費者に提供できるよう、医薬品等の承認・許可及び審査手順・流れを、直接農林水産省に申請し、許可証が発行される特区とできないかどうか。また、事務局ヒアリング審査は、北海道（地方）と東京（中央）という遠隔差をなくす手段として、テレビ電話等の電磁的なやり取りによる会議としたい。薬事・食品衛生審議会における調査会・部会・薬事分科会での審議も可能な限り、早い対応が望まれる。承認申請書の添付資料等の作成部数について、電磁的なやり取りを前提として、書類の送付は１部のみとしていただきたい。シリーズ申請についても質問を別様に記載した。別様あり	C	I	国内の製造販売業の許可及び製造業の許可に際しては、事務所や製造所の所在地の都道府県により現地調査等が行われることとなっており、効率的な審査の観点から薬事法第21条の規定により都道府県を経由して申請することとしているが、医薬品等の製造販売の承認申請及び外国製造業者の認定申請は、薬事法上農林水産省へ直接申請することとされている。テレビ電話等によるヒアリング等の実施は、設備の整備が必要なこと等から現状において対応は困難である。 シリーズ申請に関するご提案の医薬品は、それぞれ個別に審査が必要なものであって、承認申請書に記載すべき事項や申請に必要な試験資料等が異なるほか、審査の内容や過程等も異なるため、複数の品目を一括して申請したとしても、記載事項や資料等の省力化はできないため、医薬品等の安価での提供につながらず、効率的な審査の観点から適当でない。なお、申請書及び添付資料等の提出部数は１部とすることとしたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	認定は申請日から6か月、承認は医薬品の場合は12か月、医療機器の場合は6か月（新医療機器は12か月）の標準処理期間が定められている。とのことだが、臨床現場の甚急性を要することを鑑み、できうる限りの短縮をお願いしたい。ICH調和ガイドライン最終合意に合わせVICHにおいても同様の早急な活動が望まれる。その上で市販後安全対策に関する取り組みの最先端事例として日高の馬を極としていただきたい。個人輸入における海外製造医薬品等の、安定的な商取引がなされている商品につきましては、治験頭数以上の臨床使用例を待ち、なおかつその副作用におきましても、周知されているところであります。別様有り	C	I	動物用医薬品及び医療機器の外国製造業者の認定及び品目ごとの製造販売の承認は、医薬品等の品質、安全性及び有効性等を担保し保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な措置であり、定められている標準処理期間は適切な審査を行う上で必要な期間であるため短縮できない。 VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力）については、動物用医薬品の承認審査に必要な各種添付資料について、日本、米国及びEUで統一化された試験法で実施することにより、試験の不必要な繰り返しを防ぎ、開発経費の低減化や承認審査の迅速化を図る観点から、試験法の統一的なガイドラインの作成を行ってきているところである。	1131020	馬に係る外国製造医薬品等の承認について、薬事法では医薬品等の品目に応じて受けなければならないところを、これらを扱ういわゆる<馬の薬屋さん>を開設する場合に限定してその手続きを簡素化し、申請書に医薬品等の種類や品目に係らず一括して記入する申請を可能とする。（医薬品等の承認は、申請書リストに掲載された品目毎になされることになる）＜別様＞	獣医療・薬局・リハビリを包括した馬の総合医療を目指す。高度な獣医療を達成するための必要な馬専用の医療機器の輸入や、安価で迅速な承認申請による医薬品等を駆使することで、馬産界全体の経済活性化を狙いとする。日高の特性に応じた経験・知識の集積により、低迷する地域を再生させる。馬のリハビリ施設ではこれまで我が国では入手困難だった高圧酸素療法器やMRI等の機器を備えることで、また感染症においては細菌等のキットを用いた検査により抗生物質の乱用を防ぐとともに治癒過程の飛躍的な変化等の効果が期待できる。企業間契約に詳しい弁護士による外国製薬会社との契約を円滑に行い、特区区域内に薬剤師とともに店舗を設置する。別様	有限会社ノマドック	農林水産省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020322	動物用医薬品等製造販売業が取扱う外国製造医薬品等の品目に応じた承認について<馬の薬屋さん>に限定した一括申請ワンストップサービスとする措置	薬事法　第14条	薬事法第14条の規定において、医薬品等は、品目ごとに承認を受けることとされている。	C	I	薬事法第１４条においては動物用医薬品及び動物用医療機器（以下「医薬品等」という。）について品目ごとに製造販売の承認を課すことによりその品質、安全性及び有効性等を担保し保健衛生上の危害を防止している。 　医薬品等の種類が異なれば、承認申請書に記載すべき事項や申請に必要な試験資料等が異なるほか、審査の内容や過程等も異なるため、申請は品目ごとに行われる必要がある。 　なお、現在でも品目ごとの申請書を複数同時に提出することは可能であるほか、例えば体外診断用医薬品の製造販売の承認申請においては、複数項目の検査が同時又は一連として行われるような場合には、シリーズ名を付することより１品目としての一括した申請を認めているほか、医療機器についても基本的構造、機能及び性能が同一であって材質、形状、重量等が著しく異ならない複数の製品を一括して承認申請することは可能である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	可能な限り、効率よく早く消費者に提供できるよう、医薬品等の承認・許可及び審査手順・流れを、直接農林水産省に申請し、許可証が発行される特区としできないかどうか。また、事務局とアリング審査は、北海道（地方）と東京（中央）という遠隔差をなくす手段として、テレビ電話等の電磁的なやり取りによる会議としたい。薬事・食品衛生審議会における調査会・部会・薬事分科会での審議も可能な限り、早い対応が望まれる。承認申請書の添付資料等の作成部数について、電磁的なやり取りを前提として、書類の送付は１部のみとしていただきたい。シリーズ申請についても質問を別様に記載した。別様あり	C	I	国内の製造販売業の許可及び製造業の許可に際しては、事務所や製造所の所在地の都道府県により現地調査等が行われることとなっており、効率的な審査の観点から薬事法第21条の規定により都道府県を経由して申請することとしているが、医薬品等の製造販売の承認申請及び外国製造業者の認定申請は、薬事法上農林水産省へ直接申請することされている。テレビ電話等によるとアリング等の実施は、設備の整備が必要なこと等から現状において対応は困難である。 シリーズ申請に関するご提案の医薬品は、それぞれ個別に審査が必要なものであって、承認申請書に記載すべき事項や申請に必要な試験資料等が異なるほか、審査の内容や過程等も異なるため、複数の品目を一括して申請したとしても、記載事項や資料等の省力化はできないため、医薬品等の安価での提供についてながら、効率的な審査の観点から適当でない。なお、申請書及び添付資料等の提出部数は１部とすることとしたい。	「申請書及び添付資料等の提出部数は１部とすることとしたい」とあるが、医薬品等の製造販売の承認申請における関係規則等を改正すると考えてよいか。	B-1	I	製造販売承認申請書及び添付資料の提出部数を１部とすることについては、平成１８年度中に動物用医薬品等取締規則（平成１６年農林水産省令第１０７号）別記様式第１３号及び第１４号（第２３条、第８２条関係）の改正を行う予定。	1113102 0	馬に係る外国製造医薬品等の承認について、薬事法では医薬品等の品目に応じて受けなければならないところを、これらを扱ういわゆる<馬の薬屋さん>を開設する場合に限定してその手続きを簡素化し、申請書に医薬品等の種類や品目に係らず一括して記入する申請を可能とする。（医薬品等の承認は、申請書リストに掲載された品目毎になされることになる）<別様>	獣医療・薬局・リハビリを包括した馬の総合医療を目指す。高度な獣医療を達成するため必要な馬専用の医療機器の輸入や、安価で迅速な承認申請による医薬品等を駆使することで、馬産界全体の経済活性化を狙いとする。日高の特性に応じた経験・知識の集積により、低迷する地域を再生させる。馬のリハビリ施設ではこれまで我が国では入手困難だった高圧酸素療法器やMRI等の機器を備えることで、また感染症においては細菌等のキットを用いた検査により抗生物質の乱用を防ぐとともに治癒過程の飛躍的な変化等の効果が期待できる。企業間契約に詳しい弁護士による外国製薬会社との契約を円滑に行い、特区区域内に薬剤師とともに店舗を設置する。別様	有限会社ノマドック	農林水産省
1020330	登録制度と問診書による馬の診察と処方せん又は指示書交付の認可	獣医師法第18条	獣医師法第１８条において、獣医師は自ら診察しないで劇毒薬、生物学的製剤、農林水産省令で定める医薬品（要指示医薬品等）の投与若しくは処方してはならないと規定されている。	C	I	獣医療法第18条の診察とは、触診、聴診、打診、問診、望診その他手段のいかんを問わないが、現代の獣医学的見地からみて、疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為を指し、問診書への回答のみによって診断を下しうると解することはできない。このような適切な診断を行わずに処方を行えば、当該動物に危害を及ぼすのみならず、伝染性疾病のまん延や薬剤耐性菌の発現等、我が国の畜産業の発達を妨げ、保健衛生や公衆衛生上の弊害を生じさせるおそれがあり適当でない。 　しかしながら、獣医師が既に当該牧場の馬の診察を行っており、日頃からその健康状態を把握している場合においては、問診によってその健康状態を確認することにより診察を行った上で医薬品を処方することは可能である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為とは、臨床に携わる者としてご回答に上げられたことはよく理解しています。その上で電磁的な手法を利用した問診でもこのことを考慮し、送信者の写真とご説明がよいからではなくて、馬の専門家とのメール相談を通じて、保健衛生や公衆衛生上の弊害を生じさせるおそれがない、馬の先進諸国とすでに一般大衆薬として入手可能な、ペースト・散剤・錠剤製品を対象としておるわけです。このように自主規制をかけ一頭一頭まで牧場にID No.や診察券を発行し、管理することは日頃から個体の健康状態を把握することになり、これらを実務するのは特区以外に可能になるとは考えられない。別様あり	C	I	大衆薬として入手可能なものであっても、国内で要指示医薬品とされているものの等は、その使用に際し獣医学的知識や技術等を要するものであり、その使用を誤れば保健衛生や公衆衛生上の弊害を生じさせるおそれがあることから、獣医師による診察に基づき使用することを求めている。これを獣医師による適切な診断がなされていない状況で使用することは、当該動物に危害を及ぼすのみなら、他の動物や飼育者等にも重大な弊害を生じさせるおそれがあることから適当でない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	馬の薬屋さんはその企業形態を、多くの賛同者によるLLPとし、販売者と使用者がLLP内の同一人物であることも特徴であることから、現行の個人輸入による、海外製造医薬品等の入手に、さらに法的秩序をあわせ持った、「ユーザー登録による流通の責任」を負わせることとなり、特区内ではあが日頃からその健康状態を把握している場合において、問診による、要指示医薬品等の製造販売も可能と解釈する。別様有り	C	I	獣医師が既に当該牧場の馬の診察を行っており、日頃からその健康状態を把握している場合においては、問診によってその健康状態を確認することにより診察を行った上で医薬品を処方することは可能である。 　しかしながら、問診の結果、前回の診察時とは異なる症状が認められた場合には、再度診察を行う必要がある。 　なお、販売者と飼養者が同一のLLPに属していることにより、要指示薬品の処方に必要な獣医師の診察が不要になるものではない。	1113102 0	馬の先進諸国ではすでに一般大衆薬として入手可能な、要指示薬の中でも医療従事者以外にも使用し易く経口投与形態になったペースト・散剤・錠剤製品を対象として、獣医師法第18条にある処方せん発行に至る獣医師自らの診察の範囲を緩和し、食肉用を除く登録済みの馬の診察に限定して、問診書の回答によって診察をしたとみなし処方せん又は指示書を交付可能とする。また、医薬品の販売にあたっては、必要最小限の数量を分割する。	わわわわのチームで作成したホームページを通じ過去5年間で得たデーターは、多くの馬飼育者は初歩的な悩みを抱えていること、相談する専門家がいないことを訴えている。相談は電子メールによって、飼育者が納得いくまで繰り返された。近年急速な勢いで乗用馬の飼養頭数が増加していることに加え、日高以外の地域における競走馬の育成・休養牧場の増加に伴い、汎用化された電子メールを通じ、遠方への処方せん発行という形で全国規模での獣医療のニーズに応えていくことを目的とする。特区に認定されることにより、先進諸国の多様および高度な医薬品等の流通を全国的に波及させることで、日本馬産業界の国際競争力を高める。	有限会社ノマドック	農林水産省
1020340	<馬の薬屋さん>に限定して、承認前の医薬品等の広告の禁止を緩和する措置	薬事法　第68条	薬事法第68条の規定により、製造販売の承認を受けていない医薬品等について、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告が禁止されている。	C	I	薬事法に基づく製造販売の承認がなされていない医薬品等は、その品質、有効性及び安全性等が確認されておらず、このような医薬品等の広告を認めることは、医薬品等の使用者に対して誤った情報等が提供され、保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、適当ではない。	提案者は、特区申請による医薬品のみ「特区承認医薬品等」として承認前の医薬品と区分すると提案しているものであり、このような「特区承認医薬品等」について、効能、効果又は性能等について広告を行うことができないか、右提案者意見と併せ再度検討し、回答されたい。	海外で取り扱われている馬専用の医薬品等の中でも＜On The Market for 7years＞その長年にわたる市場での評価を誇りにしているものについて、特に評価及び取引していくことをする。薬事法に謳われている未承認薬とは、その品質、有効性及び安全性等が確認されていないものとご指摘されているから、<馬の薬屋さん>に限定して海外での治療データー等の評価をもって、日本側の特区承認医薬品及び、特区承認医療機器と見なした製品は、これに当てはまらないとご検討願いたい。よって、提案理由でも申し上げましたように、相互認証制度の導入と広告とは連結しており、消費者にわかりやすく応対するための提案であります。別様	C	I	海外で使用されている医薬品等であっても、薬事法に基づく製造販売の承認がなされていない医薬品等は、国内での使用について、その品質、有効性及び安全性等が確認されておらず、このような医薬品等を特区承認として薬事法により求められた審査を経ずにその製造販売を認めることは保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから適当ではない。 　また、このような製品の広告についても、医薬品等の使用者に対して誤った情報等が提供され、保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、適当でない。なお、特定の地域でこのような規制の特例を設けることとしても、その医薬品等が全国に流通することなり、地域の特性に応じた規制の特例措置としても適当でない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	馬特区承認医薬品は薬事法上の承認前の医薬品には当たらない。少なくとも特区承認として承認をもらっている以上は未承認医薬品ではない。海外の治験データーならびに海外での臨床使用実績で安全性を担保されているので、広告を禁止する必要はない。ただし専門的な知識のない使用者を惑わさないように、薬事法で承認された薬とは異なる、規制緩和による承認薬であることを明記する。広告の内容についても使用者に対して誤った情報が提供されないように留意する必要がある。	C	I	海外で使用実績のある医薬品等であっても、薬事法に基づく製造販売の承認がなされていない医薬品等は、国内での使用について、その品質、有効性及び安全性等が確認されておらず、このような医薬品等を特区承認として薬事法により求められた審査を経ずにその製造販売を認めること及びそれらの医薬品等の広告を認めることは、保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから適当ではない。	1131040 0	<馬の薬屋さん>に限定して、特区承認医薬品等として承認されることにより薬事法第６８条の承認前の広告の禁止から特区承認医薬品等を除外する。特区承認に係る医薬品又は医療機器に添付する文書又はその容器若しくは被包に、「注意-特区承認医薬品」又は「注意-特区承認医療機器」を記載事項とする。	海外の飼養頭数や、馬をとりま く文化の多様さから人体薬で代用できないような、馬のために開発されたものが店舗に並ぶことも、大きな魅力となり、年間通して の販売数量が多く見込めれば、大量仕入れによる、輸送の経費などのコストダウンを図り、医薬品等の価下げが見込める。汎用化された電子メールを通し、遠方へもニュースという形で入荷のお知らせなどを実施し、全国規模で<馬の薬屋さん>のニーズに応えていくことを目的とする。<別様あり>	有限会社ノマドック	農林水産省
1020351	<馬の薬屋さん>に限定して、獣医療広告の範囲を拡大する措置	獣医療法第17条 獣医療法施行規則第24条	獣医療法第17条では、獣医師又は診療施設の業務に関しては、専門科名、獣医師の学位又は称号及び省令で定める事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項は広告してはならないと規定している。	C	I	獣医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供されるサービスの質について事前に判断することが非常に困難であるため、獣医療法第17条で専門科名、獣医師の学位又は称号及び省令で定める事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項は広告してはならないと規定しており、診療技術や診療価格等について広告することは適当ではない。 　なお、ホームページや学術誌等において、情報を収集している飼育者等のために、病気の症例や紹介、治療技術、診療価格等の紹介を行うことは広告に該当しないことから可能である。ただし、カルテ情報の紹介等に際しては、個人情報の保護やプライバシーの観点から、関係法令の遵守等十分な配慮が必要と考える。 　また、医薬品等の価格の広告については、獣医療法上特段の規制はない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	獣医療法第17条で規定している、診療技術や診療価格等について広告することは適当ではない、ことと、ホームページ等において、病気の症例や紹介、診療技術、診療価格等の紹介を行うことは広告に該当しないことから可能である、ことは、広告か否かに関わらず紹らわしい、時代に即した対応として提案の趣旨をご理解され、獣医療法施行規則第24条に定める広告制限の特例の範囲に追加するか、又は、これ以外に別の手法がとりえないかご教示ください、またカルテの開示の範囲については、あくまでも個人情報の保護や誇大広告の禁止に対する配慮をし、病気の症例や紹介、診療技術、診療価格等の紹介にとどめて考えている。別様あり	C	I	一般に、ホームページやメールマガジン等において、飼育者等の求めに応じて情報を提供している限りにおいては、広告規制の対象とはしていない。しかしながら、テレビや新聞の折り込みチラシ、インターネットのバナー広告等のように、飼育者等が求めているかどうかにかかわらずこれらの情報を提供することは、広告として規制の対象となる。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	獣医療法第17条については、施行規則第24条とともに、昨今の情報時代に即し、あわせて見直しの検討をお願いしたい。同時に獣医師以外の周辺事業者が行う、無秩序かつ違法な獣医療、例えば無資格歯科診療や鍼灸診療の広告を、また輸入代行業者の広告についての法整備が望まれる。	C	I	獣医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供されるサービスの質について事前に判断することが非常に困難であるため、獣医療法第17条で専門科名、獣医師の学位又は称号及び省令で定める事項を除き、広告してはならないと規定しており、診療技術や診療価格等について広告することは適当ではない。 　獣医師法第17条により、歯科診療や鍼灸診療を含め、獣医師でない者が同条で定める飼育動物の診療を業務とすることは、禁止されている。また、医薬品の輸入代行業者に限らず未承認医薬品の広告は、薬事法第68条により規制されている。	1131050	日本で初めて獣医診療と薬剤師の医薬分業を行う<馬の薬屋さん>には、遠方の馬の飼育者にも安心して利用してもらうため、広報や医薬品等の使用方法や馬をもっと理解してもらう啓蒙活動が欠かせない。<馬の薬屋さん>に限定して、獣医師および薬剤師が<診療価格、薬事品目の価格、カルテなどの情報、技術の開示>を、獣医療法施行規則第２４条に定める広告制限の特例の範囲に追加できる特区とする。	日々の診療によって直接ユーザーの生の声が届きやすい馬産地からホームページなどを通じ、最新情報を日々更新し発信することは、日本中のユーザーの注目する店舗となりうる。カルテなどの情報の開示により、症例報告と馬の病気を解説し、ユーザーのみならず獣医学生にも又卒後教育としても、希少価値があり、過去の症例も順次オープンにする。技術の開示とは、単に得意分野の看板を掲げるだけではなく、写真等を用いた日常診療の報告をすることも含む。情報の開示については個人情報の保護（開示に対する個人の同意や厳格な使用目的の明確化）や薬事法上の規制（誇大広告の禁止）を鑑み、その他法律に則り最大の注意を払うこととする。	有限会社ノマドック	農林水産省
1020352	<馬の薬屋さん>に限定して、獣医療広告の範囲を拡大する措置	獣医療法第17条 獣医療法施行規則第24条	獣医療法第17条では、獣医師又は診療施設の業務に関しては、専門科名、獣医師の学位又は称号及び省令で定める事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項は広告してはならないと規定している。	C	I	獣医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供されるサービスの質について事前に判断することが非常に困難であるため、獣医療法第17条で専門科名、獣医師の学位又は称号及び省令で定める事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項は広告してはならないと規定しており、診療技術や診療価格等について広告することは適当ではない。 　なお、ホームページや学術誌等において、情報を収集している飼育者等のために、病気の症例や紹介、治療技術、診療価格等の紹介を行うことは広告に該当しないことから可能である。ただし、カルテ情報の紹介等に際しては、個人情報の保護やプライバシーの観点から、関係法令の遵守等十分な配慮が必要と考える。 　また、医薬品等の価格の広告については、獣医療法上特段の規制はない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	獣医療法第17条で規定している、診療技術や診療価格等について広告することは適当ではない、ことと、ホームページ等において、病気の症例や紹介、診療技術、診療価格等の紹介を行うことは広告に該当しないことから可能である、ことは、広告か否かに関わらず紹らわしい、時代に即した対応として提案の趣旨をご理解され、獣医療法施行規則第24条に定める広告制限の特例の範囲に追加するか、又は、これ以外に別の手法がとりえないかご教示ください、またカルテの開示の範囲については、あくまでも個人情報の保護や誇大広告の禁止に対する配慮をし、病気の症例や紹介、診療技術、診療価格等の紹介にとどめて考えている。別様あり	C	I	一般に、ホームページやメールマガジン等において、飼育者等の求めに応じて情報を提供している限りにおいては、広告規制の対象とはしていない。しかしながら、テレビや新聞の折り込みチラシ、インターネットのバナー広告等のように、飼育者等が求めているかどうかにかかわらずこれらの情報を提供することは、広告として規制の対象となる。	獣医師がホームページなどを通じて情報提供ができる範囲及び広告規制の対象となる範囲について内容を明確にし、関係機関への周知徹底を検討することはできないか。	B-1	I	一般に、ホームページやメールマガジン等において、飼育者等の求めに応じて情報を提供している限りにおいては、広告規制の対象とはしていない。 　獣医師が情報提供できる範囲等について、明確に分かるよう、その例示等について都道府県の所管課あてに書面により通知することとする。	1131050	日本で初めて獣医診療と薬剤師の医薬分業を行う<馬の薬屋さん>には、遠方の馬の飼育者にも安心して利用してもらうため、広報や医薬品等の使用方法や馬をもっと理解してもらう啓蒙活動が欠かせない。<馬の薬屋さん>に限定して、獣医師および薬剤師が<診療価格、薬事品目の価格、カルテなどの情報、技術の開示>を、獣医療法施行規則第２４条に定める広告制限の特例の範囲に追加できる特区とする。	日々の診療によって直接ユーザーの生の声が届きやすい馬産地からホームページなどを通じ、最新情報を日々更新し発信することは、日本中のユーザーの注目する店舗となりうる。カルテなどの情報の開示により、症例報告と馬の病気を解説し、ユーザーのみならず獣医学生にも又卒後教育としても、希少価値があり、過去の症例も順次オープンにする。技術の開示とは、単に得意分野の看板を掲げるだけではなく、写真等を用いた日常診療の報告をすることも含む。情報の開示については個人情報の保護（開示に対する個人の同意や厳格な使用目的の明確化）や薬事法上の規制（誇大広告の禁止）を鑑み、その他法律に則り最大の注意を払うこととする。	有限会社ノマドック	農林水産省

10 農水省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1020360	分収育林制度（緑のオーナー制度）における契約期間延長手続きの実施	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（第2条第3項、第8条第1項・第2項）国有林分収育林事業の実施について（昭和59年10月4日付け59林野業二第88号）	森林管理局が保有する契約者（オーナー）の氏名、住所等の情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定されている「保有個人情報」に該当するため、当該情報を利用目的以外の目的のために提供することは制限されている。	C		分収育林制度（緑のオーナー制度）は、国有林において生育途上の森林（分収木）の対価及び保育や管理などに必要な費用の一部をオーナーが負担することで、国とオーナーが森林を共有し、契約期間満了時における販売収益を持分に応じて分収する制度である。分収育林のオーナーに係る情報（氏名、住所等）は、森林管理局が契約に際し取得し、契約の履行に必要な連絡等を目的として保有するものであり、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号。以下「法」という。）の第2条第3項に規定する「保有個人情報」に該当することから、法第6条第1項により当該情報を目的以外に利用・提供することは制限されている。仮に、オーナー同士が連絡を取るために他のオーナーの住所、氏名等の情報を開示した場合、プライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらすおそれがあるため、法の適用が求められると考える。また、契約延長のためオーナー全員が議論できる場の設置については、各オーナーが全国に居住していることから、実態上全員の参加を得ることは困難であると考える。これらに対処するために、国は、契約箇所のオーナー全員の同意があれば分収育林の契約期間を延長することができる旨を、各オーナーに対し定期的に文書により周知するとともに、契約期間の満了に先立ち分収木の販売について知らせる際に、オーナー全員に対し当該契約箇所の契約期間延長の是非について文書で個別に意向を確認するなど、適切に対応しているところである。なお、契約期間延長の方法や手続については今後も引き続き周知徹底を図り、オーナーから契約期間延長の申出がある場合には適切に対応していく考えである。	総務省回答によれば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、利用目的以外であっても個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上などを図る観点から、各行政機関において、個人情報の有効利用を図ることも可能な仕組みとなっているとのことである。提案者は、本分収育林制度の活用を維持することも目的とし、オーナー同士の意見交換の場を設けたいとの趣旨により提案をしているものであり、単に、「法の適用が求められる」、「定期的に意向を確認しているから良い」とするのではなく、今回の提案を契機に、このような申し出があった場合には意見交換の場を設置する、オーナー全員の意向を確認する機会を設けるなど、行政サービスの向上の観点から、制度の改善を含め、提案内容を実現するにはどのようにすれば良いか再度検討し、回答されたい。		B－1	Ⅳ	総務省の回答によれば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、個人の権利利益を不当に損なわない範囲であれば、利用目的以外に有効利用を図ることも可能と回答しているが、仮に、他のオーナーの住所、氏名等の情報を開示した場合、プライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらすおそれがあることから、利用目的以外の行為である契約延長のために他のオーナーの情報を提供する行為はできないと考える。 また、契約延長のための意見交換の場を設置することについては、共有する森林の契約延長は全員の同意が前提であることから、オーナー全員の参加が得られなければ意味がないが、オーナーを全国に公募したことから、1つの契約箇所についてオーナーが全国に広く居住しており、このためだけに時間を調整し、一堂に会することは実態上困難であると考える。 以上のような状況の中で、オーナー全員の意向を反映させるため、現在も契約期間の満了に先立ち、分収木の販売についてお知らせする際に、当該契約箇所の契約期間延長の是非について文書でオーナー全員に対し意向を確認しており、平成11年度から始まった契約満了箇所のうち一部については、オーナー全員の同意を得て契約が延長されている状況にある。 このようにこれまでもオーナーの意向把握に努めているところであるが、今回の提案を踏まえ、分収木の販売についてお知らせする際に一人でも契約延長の意向がある場合には、再度、オーナー全員に契約延長の是非について文書で意向を確認する等、オーナーの意向確認を行うよう徹底していくこととする。		B－1	Ⅳ	1138150	分収育林制度では、オーナー全員の同意があれば、契約期間の延長が可能となっており、契約期間延長のため、オーナー全員が議論できる場を設置するか、オーナー同士が連絡できるよう、オーナーに限り、他のオーナー情報の開示を可能とする。	分収育林制度において、オーナー全員の同意があれば契約期間の延長が可能となっているにも関らず、実際にはそのための具体的な対策が行われていないだけでなく、オーナー間で他のオーナー情報が開示されていないため、オーナーとして契約期間延長に関する検討を実施することができない。契約期間延長手続き（オーナー全員の同意を得るための手続き）を実施可能とすることで、杉、桧の市況が悪化している際に、契約期間を延長し、本制度の信用を維持することが可能となる。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、白垣木材株式会社	総務省 農林水産省
1020370	農振農用地除外にかかる用地事情用件の適用除外	農業振興地域の整備に関する法律第１３条	農地転用等を目的として農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる等の所要の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合に限り可能である。	C	－	集団的に存在する農用地や土地改良事業等の施行にかかる土地等は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域について定めることとされている。これら以外の土地に開発可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域内の土地を開発することは、当該土地の農業上の土地利用を確保することができなくなり、農業の健全な発展、国土資源の合理的な利用に支障を来すことから、基準を緩和することは困難である。			C	－				C	－		1150010	農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号（農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること）の用件を緩和する。具体的には、区域外に代替可能の土地があっても、地域の活性化に資する施設で、かつ、区域内の土地がより利便性が優れているのであれば、除外が可能となるように特例を設ける。	①集客力のある施設を建設又は誘致することにより、地域の活性化を目指す。 ②なし ③農振地域であるため、まだ農地が多い地域であるが、鉄道沿線であり人口増加地帯であるために、周辺は都市化が急速に進んでいる。	個人	農林水産省
1020380	下総丘陵における低未利用地を活用した観光共生型地域再生交流拠点整備事業	農業振興地域の整備に関する法律第１０条、第１３条、第１７条	農用地区域は農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等以外の用途に供するためには、市町村農振整備計画の変更（農用地区域からの除外）をする必要がある。	D	－	競走馬の診療施設等農振法上の農業用施設に含まれない施設については、市町村が必要と認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外することは可能であり、提案の趣旨を実現できる。			D	－				D	－		1157030	下総丘陵において土取跡地・残土捨場，遊休農地等の低・未利用地での産業廃棄物の不法投棄が問題となっている，条例等による規制等で取り締まっているが，いたちごっこの状態でなかなか解決に至っていないのが現状である。 本プロジェクトは，地域特性，県「観光立県ちば推進ビジョン」に鑑み，民間主導による新たな観光拠点（体験牧場公園等）を整備することにより，「低・未利用地の有効活用による地域の再生」と「不法投棄等の負の連鎖の解消」を目指すものである。	農振農用地区域の解除，農地転用等の弾力的な運用 低・未利用地の有効活用による地域再生等に資する当該事業の効果的・効率的事業区域設定のために必要な一部の農振農用地区域の除外，あるいは農地の転用について弾力的運用が求められる。	財団法人都市経済研究所	農林水産省
1020390	農業振興地域の除外及び農地転用の許可に関する規制緩和	農地法第４条、第５条、農振法第１３条	農地を農地以外のものにしようとする場合は、都道府県知事の許可（４ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならず、農用地区域内農地の転用の場合には、市町村農振整備計画を変更し、農用地区域から除外をすることが必要である。	C	－	高速道路建設のための住宅の移転先であっても用地選定の調整は可能と考えられるが、農用地区域からの除外や農地転用を当該地権者の希望どおりに認めることとした場合、土地利用の混在化を招き、優良農地の確保に支障をきたすこととなることから、提案の実現は困難である。 なお、居住者の日常生活や業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、集団的農地などの良好な営農条件を備えている農地であっても、市町村が認め、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、市町村農振整備計画を変更して、農用地区域から除外したうえで転用が可能である。			C	－				C	－		1169020	高速道路の建設に伴う用地補償について、市街化調整区域内の田畑を宅地開発のための用地取得できるように規制を緩和する。また、農地転用において集落と連たんしていない農地についても許可されるように規制を緩和する。	高速道路建設のために使われる宅地の代替地として、市街化調整区域内の田畑を特例で農業振興地域除外し、使用できるようにする。また、集落と連たんしていない土地への移転を希望する際にも、特例で農地転用の許可を行い、使用できるようにする。	鳥取市	農林水産省